

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第二日

平成二十一年六月十六日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			修

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

生涯学習課長	乾	豊	君
学校教育課長	興	慈	善
教 育 長	渡	辺	眞
水道課長	古	山	則
消 防 主 任	山	田	敏
会 計 管 理 者 兼 課 長	小	藪	鉄
下水道課長	小	林	徹
産 業 課 長	三	浦	高
建 設 課 長	高	木	栄
住 民 課 長	永	澤	幸
健 康 福 祉 課 長	小	川	孝
税 務 課 長	江	崎	徳

四 議事日程

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十一年六月十六日（火）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、十一番小林敏美君、十二番広瀬康君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

まず、第一点目としまして、垂井町の子育て施策についてをお尋ねしてまいりたいと存じます。これまでにも子育て施策に関し、さまざまな御提言、または御指摘申し上げてきた経過等から、数点お尋ねをさせていただきます。

国の方向性や緊急対応策などで子育て応援特別手当や妊婦健診の公費負担の拡充など、さまざまな対応策がとられていることは

大変ありがたいことであります。しかし一方で、さまざまな子育て施策があるにもかかわらず、それらが実施される時期などにずれや自治体間の格差、わかりにくさが伴い、残念ながら町民に伝わり切っていない部分が多く見られ、私のところにも数々のお問い合わせをいただいた経過がございます。予測のできない社会の流れに、担当課におかれましても戸惑いを感じておられるかと存じます。

そこで、町民にわかりやすく利用のしやすい周知方法についての現状と課題はどのようなものであるのか、お尋ねをいたします。

また、先ほど申し述べましたように、国の補助金等により、さまざまな支援策があると聞き及びます。町民がサービスを利用されるに当たり、具体的にはどのような支援策があるのか、ここでお示しをいただきたいと存じます。また、町独自の施策とこれまでの実績、成果はどのようなのかお尋ねをいたします。

また、私もようやくと申しましようか、子宝に恵まれて、大変喜んでおるところでございます。が、その喜びの反面、子育てに対する不安や行政の要望等を抱えておる現状がございます。今までは、子育ての経験はななくとも、あくまでも子育て世代の代弁者であると活動してまいりましたが、みずからその立場に置かれることによって見えてきたもの、聞こえてきたことが相当にございます。

そこで、子育て現役世代でないと忘れられがちになることや、昔とは違う社会情勢の中での子育てに、現在の子育て世代からの要望等を行政側がどのように把握、分析し、今後どのような形でこたえ、取り組んでいこうとされているのかをお尋ねさせていただきます。

だき、大きく二点目の質問、国の直轄事業に対する地方負担金についての質問に入りたいと存じます。

現在、マスコミ等で大きく取り上げられている見出しの件。

都道府県分の負担については、テレビや新聞、ネットなどにより、知事会等で大いに話題にされていることは細かに聞こえてくるものの、我が町がかかわる市町村分の負担についてはあまり聞こえてきません。知事会などで県が国に物を申す姿勢をとられておりますが、廃止を求めている県が市町村に負担を求める現状もある。県と市町村にも当然その縮尺図的なものは存在し、基本的に自治体を受益者とする考え方は、国も県も同様であると言えるのではないのでしょうか。

そこで、この件について、我が町にはどの程度の負担があるのか、過去の経過等がどのようなものであったのかお尋ねをいたします。

また、もしこの件について我が町に負担があった場合、国土交通大臣は何らかの見直しをすると発言をされておりますね。今後、国の直轄事業負担金制度が廃止されると、町の支出は減少し、その分、地方交付税や地方債などの国の財源措置もなくなることが考えられ、さまざまな影響が出ると予測されます。そこで、国の直轄事業負担金制度が廃止されれば我が町への影響はどのようなか、また県との関係はどうであるのかをお尋ねさせていただき、質問を終わりたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをさせていただきます。と思います。

大きく二つ、垂井町の子育て施策、それから国の直轄事業に対する町負担についてということでございますが、それぞれ内容の細かい部分につきましては後ほど担当から補足説明をさせていただきますが、まず私の方からは、この子育て支援につきましても、今後取り組んでいくこと、今、子育て支援の問題点等というお話がございましたけれども、現状の中でこれからどうしていくかという部分を一点少しお話をさせていただきたいと思っております。

現状でいろんな施策を打っておるわけでありまして、やはり今、子供たちの数が減っておる、あるいは保育延長というようになことが非常に大きな課題となってきたような状況の中で、いかにいい状況で子供たちを保育、あるいは幼児教育をしていくかということが問われておる状況になってきていると思っております。こういったことをとらえたときに、幼保一元化ということから避けて通れない大事な課題であるという思いの中で、今、庁内でも企画会議等で調整をしておるところでございます。もうしばらくすればまとまってくるものというふうに思いますが、また、いずれ改めまして形として皆様に御提示をしたい、皆様の御意見も伺いたいというふうに考えております。

この幼保一元化につきましては、単に行政の効率化ということではなくて、今、留守家庭児童教室等もそうでありまして、幼稚園から小学校三年生までという中で、やはり幼稚園の預かり児童数が多い、非常に多いという状況であります。これはやはり幼稚園で二時までという状況の中で、その後の延長というものを強く望んでおられる声非常に強いのではないかなあと。そういった部分を解消しつつ、また幼児教育を充実という部分では、や

はり幼稚園、それから保育園の延長保育という部分をうまく組み合わせていく必要がある。その部分でやはり幼保一元化というのは割と効率的な方法ではないか。また、垂井町には、現在、幼稚園七園、保育園が八園、私立一園という形で施設があるわけでありませけれども、ここら辺の統廃合を進めていくことによって、ある部分、行政的な効率化も進められるのではないかなど。そういうような思いの中でこの幼保一元化というものを進めていきたいと考えております。

二点目の直轄事業負担金についてでありますけれども、この論議につきましては、当初は、地方負担分が国の事業であるんだから廃止せよというような論議から、最近ではその負担内容をもっと明確にしたかどうかというような形の方に少し話が移ってきているような気がいたします。これを受けまして、地方六団体の方も、国に対して県にそういった明示をするというようなことを言っておるわけですので、当然に、今度、県と町の関係の中で、市町村にもその内容を明確に示すような形で調査に入るといような情報も入っております。きょうの新聞の中で、昨日、岐阜県知事の会見の中で、県が国に求めるのと同じ考えのもとで市町村にもこの直轄負担金についての情報を開示するということを発表されておりますし、全国知事会のプロジェクトチームの試案の発表等もありませんし、この中には、まだまとまっておるわけはありませんけれども、負担金の一部廃止ということが盛り込まれております。また、中には全面廃止ということもあるわけで、まだまとまっておるような状況ではないというふうに思います。

今の話は国交省を中心にした話でありますけれども、農林水産

省の関係でも、やはり直轄事業等がございまして、若干色合いが違ってきております。そこらにつきましては、それぞれ建設課、産業課の方から補足説明をさせていただきますけれども、いずれにしましても、この直轄負担金の廃止ということがどういう影響が出てくるかということにつきましては、国交省サイドの問題でいえば、国、県の話でありまして、財源が確保されるのであればそれは事業は進んでいくという形になりますので、町に直接その部分での影響はあるわけではないと思いますが、ただ事業の採択とかそういう部分でのこれからの交渉事に若干の影響が出てくるのかなということは考えられますけれども、まだ現状ではどういった影響が出てくるのか、明確にまだわかっておる状況ではございません。今後のこの検討の推移をしっかりと見守っていく必要があるなということを感じておるのが今のところの現状でございます。

それぞれ、子育て、あるいは直轄事業に対する補足を担当課からいたさせますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 三番議員の最初の御質問の子育て施策につきましてお答えをさせていただきます。

まず、子育て施策の周知方法でありますけれども、町広報の中心に「子育てページ」というのを設けております。その月のカレンダーの中に、今月ですと、子育て支援センター、ふれあいサロンの紹介、タイルピアセンターの絵本読み聞かせ、支援センターでの子育て講演会などの案内を掲載して情報提供をしております。

す。また、町ホームページでは、「子育て支援」のところをクリックしていただきますと「子育て支援ネット」につながります。より広い情報を得ていただくことができますが、また、ことしは「子育て支援サービスガイドブック」という小さな冊子を作成いたしました。その中では、私どもの課でありますとか保健センター、あるいは教育委員会の関係の情報を掲載しておるわけですが、あるいは冊子を母子手帳の交付時でありますとか健診時、あるいは役場での転入届に際しての諸手続の折に配布をしながら周知を図っているところでございます。

また、課題でありますけれども、制度や手続につきまして、かみ砕いてそのような広報媒体に表記するにはどうしても限界がございますので、窓口や電話での問い合わせをしていただかなくてはならないなどのやむを得ないところもございます。周知につきましては、今後とも十分理解を得ていただくように力を注いでまいりたいというふうに思っております。

次に、国の補助金等による支援策と町独自の施策及び成果というところでございますけれども、国の施策につきましては、児童手当、児童扶養手当などのほかに、二十年度の第二次補正予算から始まりました妊婦健診の健診費助成拡大、九回分ふえた分でございますけれども、それとか保育サービスの一時保育、病後児保育、延長保育、低年齢児保育及び子育て支援センター事業でありますとか留守家庭児童教室などは国庫補助事業であります。

また、町独自施策では、新生児聴覚検査費助成、乳幼児医療費対象年齢拡大、父子手などがございます。こちらの方につきましては、二十年度でございますけれども、新生児聴覚検査費助成

につきましては二百三名の方に、助成額では七十四万五千三百円、乳幼児医療費助成につきましては、これはまだ町単分、県単分というふうに分けては出ておりませんので、ひっくり返してということになりますけれども、対象者の方が千八百人余りで、助成件数が五万四千件、助成額としましては一億二千七百万円ほどというふうになっております。また、父子手当につきましては、受給者の方が二十三名で、支給額は二百九十九万八千円というふうになっております。

次に、子育て世代からの要望の取り組みについてでございますけれども、昨年度、次世代育成推進法に基づきます市町村行動計画を今年度策定するというところで、その前段階としまして、ことし二月に現状と課題の分析把握に努めるための地域ニーズ調査をいたしました。そのニーズ調査の対象なんですけれども、就学前児童保護者の方と小学校一年から三年生までの保護者の方に調査をお願いしまして、合わせて千四百五十名ぐらいの保護者の方から御回答をいただいたところでございます。本年はいただいた御意見を分析する中で、計画づくりに生かしていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕
建設課長（高木栄太郎君） 三番議員の御質問の中での建設課に關係するところの負担金の現状を申し上げます。

岐阜県の土木事業に対して、市町村の負担金につきましては、地方財政法第二十七条第一項と道路法第五十二条第一項に規定されております。これによって岐阜県から納付書が発行されて、支

払っておるわけでございます。ただ、国の直轄事業負担金との違いにつきましては、負担金率等を、市町村の意見を聞いて県議会の議決を経た上での請求となっておりますところが違っておるわけでございます。最近での建設事業、建設課関係で、県事業に対して負担金を支払った額につきましては、平成十九年度二千七百三万七千八百円、平成二十年度では九百七十万二千六百円を支払っております。負担率におきましては、県道改良事業につきましては五%から一五%、急傾斜地崩壊対策事業につきましては五%から一〇%と決められておりまして、この負担率につきましては事業内容によって若干変動いたしております。

建設課関係の現状を報告させていただきました。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 三番議員の御質問の二点目の国の直轄事業に対する地方負担金について補足をさせていただきます。

一つ目は我が町の負担と過去の経過についてでございますが、産業課所管に係ります国営事業といたしましては、今年度、西濃用水第二期土地改良事業が該当いたします。この事業は、農業用水の安定供給を図るため、昭和四十三年から昭和五十八年度にかけて整備された西濃用水の水管施設等が老朽化し、支障を来していることから実施するもので、総事業予定額五十億円、受益面積は垂井町ほか一市六町から成る約五千三百四十ヘクタール、受益者数は約一万四千三百人、事業主体は国で、負担割合は国が三分の二、県六分の一、市町六分の一で、予定工期は平成二十一年

から二十六年となっております。ちなみに本町の負担割合は、市町負担六分の一のうちの受益面積割千分の二百二で、約一億六千九百万円となります。土地改良事業は、原則、受益農業者の申請・同意を基本要件として実施するもので、費用負担のガイドラインにつきましては、平成三年五月、局長通達によるもの、負担割合につきましては農業用水協議会で協議決定されております。

次に三つ目の県との関係についてでございますが、国と同様の行動をとるケースを議員は御心配いただいているかと推察いたすわけでございますが、これらにつきましては、土地改良法第五条第三項に市町村長との協議が規定され、事業計画の策定過程により深く関与することを促しており、県営かんがい排水事業の地元負担については関係市町で決定され、農業水利施設保全対策事業の地元負担については、町土地改良区自治会で承認を得てのものです。

なお、県営事業に係る負担金は、平成十九年度四十九万八千七百五十円、二十年度では八百四十万円で、負担区分といたしましては、県営かんがい排水事業一〇%、農業水利施設保全対策事業二五%となっております。

以上、補足とさせていただきます。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。

直轄事業負担金、二点目の方に關しましては、御答弁にありましたように明確にわかっておるわけではないという段階ということでしたので、垂井町だけがワアワア言う問題でもないと思っ

おりますが、御答弁の内容にもありましたように、上級官庁との協議を積極的にしておることがなかなか伝わってまいりませんので、今後、国や県ですとか周辺市町村の動向を見きわめて、不明確な請求等が来た場合、大いに声を発していく必要があるのではないかなあと思っておりますので、大いに活動していただきたいと思います。

さて、子育て支援について再質問をさせていただきたいと思えます。大きく二点質問させていただきます。

町長の方から幼保一元化についてのお話もありまして、私が子供を預けるときにはそういった変化があるのではないかなあと、預けるに際しての安心感ということに御期待を申し上げますが、一つ目の町民にわかりやすく利用のしやすい周知方法についてをちよつと再質問させていただきます。

先日、私ごとであります、東京の方へ向かいました、少子化担当大臣の小淵先生にも直接お会いしまして、小淵先生は現在妊婦さんでありますので、気持ちはずわかつていただけるとかなあと思ひ、さまざまなことをお聞きしてまいりました。やはり国の考え方と現状では相当温度差があり過ぎて、地方の裁量、まさに町長のやる気、これに限るのではないかなあと改めて感じて帰ってまいりました。

周知の方法ですが、先ほど申し述べましたように、妊婦健診の補助回数、御答弁にもありましたが、自治体間格差が相当にあると伝わってきております。ありがたいことに、垂井町は国からの拡充どおりに最大補助されておりますね。そういった最大補助というのは最高のメリットというか、受ける者に対してはすごく

いいので、さまざまなツールを使ってPR、もっと積極的に広報すべきですよ、これは。御答弁にもありましたように、町報「子育てページ」、ホームページですか、いろいろと努力されておるようですが、先ほど冊子をつくったと御答弁もありましたが、私も先日いただきました。これは母子手帳交付時にお配りするのがベストだと思います。「妊娠されたら」というような項目があるので、子育て云々とか保育云々というときにお渡しするのではなくて、母子手帳交付時にお配りするのがベストだと思います。

といいますのは、このたび妊婦健診、先ほどもありましたように、十四回の補助券が出されたということをお存じでない方が非常に多くいらつしやいました。経産婦さんなどは、最初の子のときに診察料が高かったから、病院へ行く時期をもう少しずらせようかなあとか、そういった何件か御相談がありました。担当課の方にはこういったお尋ねは何件ほどありましたでしょうか。いま一度、御答弁をいただきたいと思ひます。

また、実際は四月から診察料も値上げになっておりますので、先ほど補助回数が九回分ふえた、いわゆる無料化、無料化というようになつて聞いてきますけれども、あくまでも五千円の補助でありますので、追加的な診察料を払わなければいけなかったり、妊娠証明書をいただいて初めて母子手帳が交付されるので、補助券がいただけるまでには実費で相当な金額を払わなければならぬんです。私も、最初の健診のときに四千二百円、次が一万三千六百円何がし、次に二万六千円ほど払って、ようやく母子手帳が交付されてというような経過がありまして、個人差は相当にあり

ますので、もう少し払っていらつしやる方もあると聞き及んでおります。産院によりましては、出産三十週ごろに四十万円ほどの高額な分娩料を納めなければならぬ産院もあります。これには各種保険で事前申請制度というのがありますので、対応はできていらつしやると思いますが、それすらを御存じでない方がいらつしやうて、産むのをためらうてみえる御相談がありました。これは確実に行政の周知不足かと御指摘させていただきたいです。

御存じのように、出産までには、初産の方ですとか経産婦さんの方問わず、予定外のことでも生じまして、金銭的のみならず、精神的、身体的にも相当な負担があるのと言うまでもありません。私も実際のところ、自分が妊婦であると公表してもありません。想以上にさまざまなお尋ねがあつて、自分独自で調べてみて初めてわかつた件もあります。こんな補助があるんだなとか、そういった制度があるんだなとか。何せ、垂井には産める産院がないのですから、さまざまな面で行政がカバーをしていく必要があると考へます。その必要性をどの程度認識されておられるのか、いま一度御答弁をいただきたいと思ひます。

また、つわりのひどいときもありますので、ある程度の時間をかけて、つらいとも言えず産院に通つております。ほとんどの方は大垣の産院かと察するのですが、産院にお示しのある情報も「大垣市では」と書いてあつて、大垣の御案内がほとんどなんですね。町長、最近の産院つて行かれたことがありますかね。きつとないと思うんですけども、御案内としまして、保健センターでは母子手帳を交付されたときに保健師さんから説明、アドバイスというのがありますが、御自身の御経験も交えながらお話し

くださるので、非常に安心しました。丁寧でした。このようにすばらしい職員さんがいらつしやるので、もっとこの方などを活用すべきだと御指摘を申し上げたいと思ひます。

こういふことが不安解消にもつながりますし、町内に産院はなくても、垂井町の妊婦さんに安心して子供を産んで育てていただけますよと言える環境づくりを今後積極的に推進するためにも、産院に垂井町の情報を、垂井町の情報ですよ。いち早く提供して連携を密にするなどして、早期にもう少しわかりやすい丁寧な周知方法があつたらと御提言申し上げますが、今、私が申し述べましたことを受けまして、先ほどの御答弁以外にお考へが別にあるのならば、いま一度御答弁いただきたい。

二点目に、具体的な支援策についてをもう少しお伺ひしたいんですが、もう少し町長から積極的にかうしたいなあというお話が欲しかつたので、来年度までちよつと待たされるとうか、そういったふうなのかなあと思ひますが、先ほど課長からの御答弁もありましたように、国からさまざまな施策が出ております。子育て応援特別手当や第三子保育料の無料化ですとか、上の子が就学前までのお子さんがいらつしやる家庭で、保育所に通う三番目のお子さんが見えの場合、その保育料無料化。また、十月一日以降に母子手帳を交付された妊婦さんに関しては、現在の三十八万円の出産一時金から四十二万円へ引き上がるとうか、そういった御答弁もありましたように、あくまでもこれは国の施策ですね。先ほどの第三子の保育料無料化なんかは、上のお子さんが就学前までということと枠が大変狭いです。利用も限られてきてしましますよね。お調べしましたところ、町内では対象者が十七名ほど

だと。もう少し拡充されてはなあと、これは御要望もありましたのでお調べしておりますら、私が問いました先ほどの三つ目の問いにあるように独自施策、これにたどり着きまして、お隣、大垣市は独自施策として、十八歳以下まで年齢を拡充して、第三子保育料の無料化を推し進めていらつしやると聞き及んでおります。すべてを無料化へとは申しませんが、多く産んでいただけた方には町独自の何らかの支援があってもいいのではないかなあと思われます。一時は乳幼児医療費を無料化拡充するなどして子育て日本一を目指していた我が町でありますので、先ほどの大垣市の施策、これを町長は御存じであったのか、いま一度、御答弁、よろしくお願ひします。

また、そういった他市町の情報を受けまして、今後はどのような対応されていくのか、国の施策では決定したものの、いつとはわからない分の前倒しの実施、例えば今年度補正予算がありましたね。そういった分の前倒しの実施の検討はされておるのかを再度のお尋ねとしまして、子育て環境に未来ある、希望の持てる御答弁を御期待申し上げます、再質問を終わりたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

要望等が非常にたくさん含まれておったような気がいたしますけれども、まず、産める体制をフォローということでありましてけれども、今の保健センターでの指導等がうまく、そういった使っていくということがまず大事ななというふうに思いますし、その

PRということにつきましては、今も担当課長がお話ししましたように、やはりこれからもしっかり検討していく必要があるというふうに思っております。今までまだ十分ではないという部分があるんであれば、そういった部分を改良していくための検討をしていきたいというふうに思います。

産院につきましても、確かに垂井には町内になくて、大垣だけに限らず近辺にありますので、よく情報等を取りまして、利用されるような産院に対して垂井町の方針というものをお知らせするということは可能かというふうに思いますので、今後対応を検討していきたいというふうに思っております。

それから、具体的な支援策ということでありませけれども、今回の子育て応援特別というのが平成二十年の二次補正の中で出てきた、あるいはまた今年度の補正の中にも出てきておると、第一子からというような形でありますけれども、これは単純に言いますと、やはり単年度の事業なので非常にづらい部分がありますが、もし乗つかれるのであれば、こういうところをもっとフォローして拡充していくということも一つの考え方としてあるのかなということとは思いますが、そこら辺はちょっと今、経済危機対策の交付金の方の関係もありませんと今検討しておるところでございますので、今後またいろんな形でお示しをできたらというふうに思っております。

多産の奨励につきましては、今までの私の思いというのはわかっていただけるかと思えますけれども、産むことの大変さというのはよくわかりますけれども、やはり生まれた後、子育てのしやすい環境をいかにつくっていくか、垂井町は子育てのしやすい町

だということをいかに理解していただくか、そういう情報をどう出していくかということにこれからも意を尽くしていきたいと思えますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 四番栗田利朗君。

〔栗田利朗君登壇〕

四番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、所属の委員会にすることが少しありますのでお許しいただきまして、始めさせていただきます。

スポーツ施設等についてということで、まず一番目に、ぎふ清流国体について。

平成二十四年のぎふ清流国体が、今日までは内定でした。いよいよ七月初めには第六十七回国民体育大会の開催地として岐阜県が正式に決定される運びとなります。我が垂井町での準備体制（準備組織づけ）はどのようになされていかれますか。

平成二十一年度は朝倉運動公園野球場のスコアボード、バックスクリーン改修工事等が計画されていますが、国体開催までの施設整備について、今後の予定などお聞かせください。私のお聞きしているところでは、芝張り工事、フェンス工事、ベンチ工事、ナイター照明工事など予定されていると伺いました。

そこでお尋ねします。野球場のところのトイレの改修工事は計画にありますか。現在の野球場のところのトイレは、男女の区別もなく、不便であります。いずれ改修をしなくてはならないと思えますが、前倒して国体までに行う考えはありますか。また、選手用のトイレについてもどのような考えをお持ちですか。す

べて仮設トイレで済ませるつもりですか。トイレの設置は、現在のところではなく、場所を変えてもよいのではないのでしょうか。

二つ目に、スポーツ施設の使用許可申請・使用料・使用料減免申請等について。

町の条例では、体育施設使用許可申請書は、各小・中学校の学校施設は垂井町教育委員会へ提出することになっています。その他の施設は垂井町長あてに提出することになっています。学校施設の開放、スポーツ開放（運動場等）は教育委員会から委嘱を受けた管理員（学校長）の許可が要る。各小学校に設置されている体育館は、地区公民館で月一回、調整会議に出席して許可を得る。朝倉運動公園内の施設は朝倉運動公園管理事務所、北部グラウンドは垂井町中央公民館生涯学習課内にあるスポーツ振興係へと、スポーツ施設の使用許可を得るにも手続があつちこつちで大変であります。一カ所で手続できないだろうか。例えば中央公民館へ届ければよい。手続の一本化（簡素化）。使用料減免申請書についても同じことであります。使用許可申請書を提出するたびに減免申請書も提出しなければなりません。そのために毎回二枚の用紙を出しています。事務事業の簡素化を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。年度初めに団体として減免申請書を一回提出すればよいのではないのでしょうか。条例改正をすればよいと思います。

使用料についても見直すべきであると思いますが、いかがでしょうか。例えば各小・中学校のグラウンド及び体育館の使用料は、小・中学生は幾らですか。条例では一日二千円、体育館も二千円となっています。垂井町立小学校及び中学校の施設等に関する

る条例第二条によつて、現実には免除となっております。体育館については、夜間利用する場合、照明代として少し使用料をいただいてもよいのではという声もあります。この点、いかがでしょうか。朝倉野球場、スポーツグラウンド、朝倉体育館等は、減免申請して約半額となっております。各団体等が減免申請して免除と半額になる違いは、その根拠はどこにありますか。

また北部グラウンドでは、まだ完成はしていませんが、毎日と言つてもよいくらい地域の皆様が、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に生きがいと楽しみを持つて利用・活用されています。お年寄りの健康増進のためにも、条例では使用料が決まっていますが、免除してもらえないだろうかという多くの人々からの声がありますが、いかがでしょうか。この際、使用許可申請、使用料、減免申請等、すべてのスポーツ施設の条例等の見直しが必要だろうと思われまふ。いかがでしょうか。

三つ目、スポーツ施設の運営管理について。

今年度、北部グラウンド整備事業は、駐車場整備、トイレの設置、移動式サッカーゴールの設置、バスケットゴール（スリーオンスリー）等の設置工事などで完成する予定になっていますが、今後の管理体制はどのようになされますか。簡単にだれでも入れます。周りにフェンスを張り、入り口はかぎをかけるようにされますか。簡単にだれでも入れるということは、朝倉運動公園でも入ろうと思えば簡単に入れるということでありませうけれども、管理上、私は問題はないでしょうかと思ひます。

また、北部グラウンドへの看板の設置計画の予定はありますか。これは、以前にも同僚議員が垂井町には道路への看板が少ないと

いうようなお話がありましたけれども、私はこれについてもいろんなことで、バイパス付近に北部グラウンドはこつちですよというような案内板とか、そういうのを設置する気持ちがありますかということをお尋ねしております。

我が垂井町のスポーツ施設の運営管理はこの課が担当ですか。生涯学習課ですか。朝倉運動公園は建設課であると聞いています。その他のスポーツ施設は生涯学習課ですか。いつ、スポーツ施設は一つの課にまとまるのでしょうか。ぎふ清流国体が終わるまでは現在のままでいかれるのでしょうかということですが。

四つ目、生涯スポーツ振興計画について。

平成二十一年度施政方針及び提案説明で、中川町長は生涯スポーツの振興について、「町民すべての人がスポーツに楽しみ、気軽に触れ合い、汗を流せるようスポ・レク祭を開催するほか、体育協会、総合型スポーツクラブ「レッツ」などと連携を図り、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります」と言われました。その生涯スポーツ振興計画はどのくらい進んでいますか。

体育協会、競技団体、スポーツ少年団、チャレンジクラブ「レッツ」、垂井町レクリエーション協会等をまとめ、スポーツ関係団体・クラブの組織の再編と育成ということで、（仮称）垂井町スポーツ連合をつくり、事務局体制の整備をしたいとお聞きしています。スポーツ関係の体制一本化はいつごろになりますか。中川町長の御所見をお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

きます。

スポーツ施設等についてでございます。

まず、ぎふ清流国体でありますけれども、翻って、昭和四十年に第一回目の岐阜国体が垂井町で弓道会場を主会場として開催されました。このときは弓道がまさに垂井のオンリーといえますが、メインでやったわけでありませんが、今回の平成二十四年のぎふ清流国体においては軟式野球のサブ会場という形で取り組んでまいります。ですから、決勝戦等は大垣等で行われますが、サブということで、サテライトよりは少し試合数が多いというような状況の中でこの国体に臨んでいくという形になります。そういった中で、朝倉運動公園の施設整備につきましても、少し期間を延長しまして、野球場の芝張り、あるいは改築等に取り組んでおるところでございます。

さて、現状等、あるいは設備等につきましては担当から補足説明をいたさせますけれども、私の方からは、スポーツ施設の使用許可証、使用料、使用料減免申請についての手続の一本化とか見直しということについての少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、この手続の一本化につきましては、現在、パソコン等使って朝倉等も利用状況がわかるというような状況になっておりますけれども、各学校等がまだなっていないような状況の中で、今後統合していく必要があるだろうと。将来的には一元化的なことは考えていけるだろうと思えますけれども、やはり団体数が非常に多うございますし、各地区とメインの会場というような形がありますので、これをしっかりと調整を図っていく必要があるだろう

うと。今後の検討課題としてこれは考えさせていただきたいというふうに思います。

また、減免につきましても、基本的にはやはりこれは使用料を取って使っていただく施設であります。それを、スポーツ少年団とか体育協会参加団体については減免という形を扱っておる、減免することがやはり特別な状況であるというふうに思っております。ですから、これに対して、一番最初に減免申請を出せば一年間ずっといいんじゃないかというようなお考えのようでありますけれども、やはりその都度その都度、団体の使用状況等をチェックしていく必要があります。当然に、ある部分では正規に料金を取っておられる方もお見えになるわけですので、なぜじゃあスポーツ団体だけなのかという形になってまいります。そこら辺をやはりしっかりとチェックする上でも減免申請は出していただく必要はあるうかというふうに理解をしております。ただ、手続上の不便さとか、同じことを何回もとかという部分がもしあるようであれば、そこら辺は運営の仕方といえますが、手続の方法を改良していくことは可能なあとというふうに思いますが、やはり使用申請を出していただくときに減免申請をあわせて一緒に出していたものが本来の筋ではないかなあとというふうに考えております。

また、料につきましても、この行革の中で使用料についての考え方ということで、公に属する部分、個人が楽しむ分というような振り分け方をした中で、やはり受益者負担というものを求めていくというのが行革の中でも出てきた考え方であります。また、昨今、財政状況が非常に厳しい中で、やはり応分の負担をしていただくということは一つの流れとしてあると思えますし、今後、

まちづくりを進めていく、今、まちづくり基本条例、住民自治基本条例の策定を進めておりますけれども、そういった中でも住民の一つの協力といいますが、一緒に町をつくっていく部分での応分の負担ということはどうしても避けて通れない部分ではないかなあとこのふうにご考えております。そこら辺をぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

また、スポーツ施設の一元化につきましても、先ほど言いましたが、朝倉運動公園は国体の受け入れのために整備を延長しております。整備する機関として建設課が朝倉の管理をしておるわけでございますけれども、やはり将来的にこういった北部グラウンドでありますとか各施設等を統合して管理していくというのは一つの考え方かなあとこのふうにご思いますので、今後検討はしていきたいと思っておりますが、やはりまず先に整備ということが来ますので、当面、今の形がしばらく続くものというふうにご御理解をいただきたいと思っております。

細部につきましては担当から補足説明をいたさせます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 四番議員の御質問にお答えします。まず、ぎふ清流国体につきまして、垂井町での準備体制、準備組織はどうなっているかという点でございます。

第六十七回国民体育大会の岐阜県開催がこの平成二十一年七月の初めに本決定されると聞いております。この本決定を受けまして、垂井町におきましても国体実行委員会を立ち上げていきたいと考えております。この時期につきましては、本決定の後、発起

人会というのを立ち上げ、そこで準備するということになるかと思っております。実際に設立されるのは九月以降になるかと考えております。また、この設立されました実行委員会には、情報収集とか国体の啓発を行っていくということで、当初予算で四十万円の補助金を予算化しているところでございます。よろしくお願いしたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 四番議員の御質問で建設課に係るところを補足説明申し上げます。

朝倉運動公園整備事業の計画で、現在、先ほど町長が申しましたとおり、平成二十三年まで事業延伸をして、岐阜国体に対応した野球場の改修計画を進めております。御質問にあります今後の計画について少し説明させていただきます。

本年度は、御指摘のとおりバックスクリーン・スコアボード一体型のものを一基、それと外野フェンスの塗装工を今年度実施させていただきます。実施時期につきましては、十一月ごろから工事に入っていきたいと。来年の三月までにこの分をやっていきたいと、こんなふうにご思っております。

来年度二十二年度につきましては、グラウンドの外野の芝張り工、それと本部席裏の階段の拡張、ベンチ入り口の補修工と、こういったものでございます。

平成二十三年度につきましては、ナイターの照明の明るさが若干不足いたしておりますのでこれの改修と、園路整備とか便益施設の整備、最終でございますので、こういったものを整備をして

いきたいと、このようなことで二十三年度までの公園の整備の計画は進められております。

このようなことから、御質問にありましたトイレでございますが、トイレ改修工事は含まれておりません。また、選手のトイレにつきましては、議員御指摘のとおり仮設トイレで対応する考えでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

それと、二番目の質問の使用許可申請と減免申請でございますが、これは、利用されるお客様にいろいろ御不便をおかけいたしておりますけれども、使用許可申請と減免申請とは別のものと考えております。それぞれ必要に応じて申請していただくわけでございます。ただ、事務手続上で簡素化につきましては、当然、可能な限り直していきたいと、このように思っております。今後とも施設利用者の利便性を向上させていきたいと、関係課との調整を進めていく考えでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長乾豊君。

〔生涯学習課長乾豊君登壇〕

生涯学習課長（乾豊君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。ただきたいと思えます。

私どもの使用料につきましてでございますけれども、先ほど町長も申しましたとおり、各種団体につきましては、学校開放施設等については減免をしております。そんなことから、今後につきましては現状のままをお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから三番目のスポーツ施設の管理運営につきましてござ

いますけれども、これにつきましては、周りのフェンスの張り、あるいは入り口にかぎをかけるようにするかどうかということでございますけれども、今現在、フェンスの出入り口四力所にかぎをかけられる状態になっております。今のところ周りにフェンスを張る計画はございません。また、入り口のかぎをかけるようには今現在はありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、議員御指摘の北部グラウンドの看板の設置の計画でございますけれども、これにつきましては今年度中に案内看板を設置をしていきたいというふうに思っております。

また、北部グラウンドが完成をしました後でございますけれども、北部グラウンドの管理人を設けまして、施設管理をお願いしていきたいというふうに考えております。

また、学校開放体育施設につきましては、北柔剣道場、南体育館、それから北部グラウンドにつきましては生涯学習課が担当しております。御理解をお願いしたいと思います。

それから、生涯スポーツ振興計画がどのようになっていくかということでございますけれども、これにつきましては、垂井町の第二次の生涯スポーツ振興計画がございます。この計画期間は、平成二十年度を初年度といたしまして平成二十九年度までの十年間を目標年次としております。年次の実施計画を作成しながら行っております。町民のスポーツの日常化を図り、生涯スポーツ社会の実現を進めることを目的として施策を上げております。この中でも、特に、町民のすべての人がスポーツに親しみ、気軽に触れ合えて楽しむことができるもの、こういったものを実施するわ

けですが、特にスポーツ・レクリエーション祭、あるいはペタンク大会、また特に感じますのは、スポーツ少年団のスポーツの活動を通した中で、非常にマナーとかエチケット、こういったものがしっかりできてきているなあとということをおもっています。これは昨年度からスタートしたわけでございますけれども、今年度以降も実施計画に基づきまして、「一人一スポーツ」を目指す生涯スポーツの推進に邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、スポーツ関係の事務局の一本化ということでございますけれども、これにつきましても、垂井町の第二次生涯スポーツ振興計画の中に、施策目標として、スポーツ関係団体、クラブ組織の再編と育成というのを上げております。それに基づきまして、昨年度から各団体やクラブの組織をより充実・発展させることを目的に、体育協会ですとかスポ少、あるいはレクリエーション協会、レッツ、体育指導委員、体育推進員、公認のスポーツ指導員の会長さんなど、各種団体に呼びかけをいたしまして、検討委員会を開催してまいりました。この委員会の中でいろいろと御意見をいただきました。今後いろいろな御意見を聞きながら、引き続き会議を重ねてまいりたい。その中で共通理解を得ながら、今、共通理解が深まりつつありますので、御理解を賜りますようよろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） 四番栗田利朗君。

〔栗田利朗君登壇〕

四番（栗田利朗君） 私としては満足のいく回答をあまりもらえなかつたと思っております。

まずトイレについても、仮設でいくんだという御返答でしたけれども、それは国体までには間に合わないけど、いずれは便所の改修はやるつもりがありますか、もう一度そこを聞きたいと思ひます。

それから減免措置についても、基本的には大体半額ですけど、もう少し検討して三分の一ぐらいにならないかというような思いもありますので、もう一度、その点をお伺ひします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 四番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず朝倉運動公園のトイレの件でありますけれども、今、それぞれ個別の浄化槽でやっておるわけでありませんが、当然、公園で不特定多数ということ、新たにトイレを今やるとすれば浄化槽を設置していくという形になります。この浄化槽は規模が非常に大きいものでありますので、一カ所トイレをつくるのに何千万円という投資になるのは目に見えておるところでございます。そういったときに、今ここでそれをしなければいけないのか、国体の運営の方でも現地では仮設トイレでもオーケーという話が出ておりますし、そこら辺は軟式野球連盟との話の中でも出ておるものというふうにおもひますけれども、今のところはそういった形で、費用が非常に莫大にかかるということで仮設でいきたいという考えであります。また、将来的には、下水道の取り組みがされた場合には上屋の改修程度で済みますので、そんな大きな費用ではなくて改修ということも可能になってくるというふうにおもひます。

ますので、その時点でまた考えていきたいというふうには思っております。

それから免除の額でありますけれども、じゃあ何で加盟してある団体だけ三分の一、四分の一なのという話は当然出てくることろでありまして、一般の方は、それに加盟していない方は応分に料金として徴収をさせておつていただくということがありますので、そこら辺を踏まえたとでの減免措置であるということを改めて御理解をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

「岩崎秋夫君登壇」

九番（岩崎秋夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、まちづくりのために職員を視察、研修させてはということであります。

第五次総合計画が実施されて二年目に入っていますが、五年後、十年後にどんな町になっているのか、していただきたいのか、五次総を見ていてもわかりません。町長、十年後の垂井町の町はこのようになつておりますとはつきり言えますか。これからの自治体は、みずからの創意と工夫によって豊かなまちづくりを進めなければならぬと言われ、数年後には自治体の取り組みいかによって自治体に相当の格差がつくだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるのは新たな発想でなければいけないと思えます。若い職員にはいろいろなアイデアがあつても発表する場がなく、上からの指示によって黙々と仕事を処理していく。そし

てそのうちに中年になり、梓にはまった職員になつていくのが実態ではないでしょうか。

どこで聞いたか思い出しませんけれども、副町長は、岐阜県を縮図したのが垂井町で、いろいろな面で恵まれていると言われました。しかし、これらの恵まれた田園、工業のまち、歴史、文化、観光、里山といった豊富な財産がいまいち生かされていない、そんなふうに関こえました。

まちづくりに成功したまちは、行政主導ではなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいます。そういった事例を見ること、聞くことは、職員の視点を転換させることになろうと思えますし、経費もそれほどかかるとは思いません。年に数回、数人を一班として派遣することに町長はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、まちづくりのためのアイデア募集についてであります。

町長は、まちづくりの拠点にしたことから、俵屋から借りていたふれあいサロンとして営業している夢の屋をぜひとも購入したいと議会に出され、賛成多数で一年前に買うことになりましたが、いまだ利活用の話すら聞かえてきません。このままほうっておいてよいわけではありませんので、この際、思い切つてまちづくりのために住民からアイデアを募集してみたらと思うのであります。常に問題意識を持つことにより、よいアイデアも出てくるのであるうし、まちづくりに参加しているといった意欲もわくのではないかと考えます。

また、利活用の計画がないのに、夢の屋購入に賛成された議員にも責任はあると思えます。夢の屋を拠点としたまちづくりにど

のようにかかわっておられるのか、どのような構想を持っておられるのか、のど元過ぎれば熱さ忘れるでは済まされません。アイデアを出すべきと考えますが、町長はいかがお考えかお尋ねし、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、まちづくりのための若い職員の研修・視察ということでございますけれども、実は垂井町でも平成に入りましてから、平成十五年ぐらいまで毎年、五、六人でチームを組んで視察をしております。ただ、これも順番といたしますか、だんだん形骸化してきたというような状況の中、あるいはちょうど十五年、十六年、合併協議等がありました中で見直しという形でやめておるのが現状でございます。

議員おっしゃいましたように、やはり職員の力を育てていく部分でこの研修というのは非常に重要かと思えます。昨今ではインターネット等があつて情報は簡単にとれるという話がありますけれども、やはりインターネットでとる情報と、実際に現地へ赴いてその情報を裏づける熱意とか思いというものを現地で聞くということやはり非常に大事なことであるというふうに思っています。そういった部分で議員各位が研修等にも行かれております、そういった思いをしっかりとバックアップしていきたいと思えますし、職員におきまして、今のところこの研修制度はとまっておりますけれども、やはり自発的に、押しつけではなくて自分たちがみ

ずから発案して、自分たちの思いの中でこういう研修をしたい、こういうまちづくりをしたいという思いの中でいくものについては、どんどんやっていきたいというふうに思っています。このことにつきましては、当然にそんなに費用がかかるわけではないというふうに思います。研修制度の中の一環としてやっていきたいというふうに思っております。

現実的に職員の研修としましては、やはり課内での業務に関連した研修でありますとか、いろんな視察等を行っております。そういったものをやはり有効に活用していただきたいし、今、議員がおっしゃった、職員みずからという部分については、今後、職員の意識を高めていくためにもぜひ必要なことかというふうに思います。

また、その住民の協力、民間団体の力等も取り入れながらということ、まさに今策定を進めております自治基本条例の思いの中に生かされてくるものかというふうに思います。こういったものをつかりとつくる中で、その場でしっかりとアイデアが出るのかもしれないが、それを継続してつくっていく、やっていくのがやはり大事なまちづくりかと思えます。そのときの思いだけではなく、やはり継続した中での町というものをしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、特に夢の屋ということについて言われましたが、アイデア募集等につきましてはいろんな形で、各団体とか懇談をする、あるいは自治会でありますと総会に出向いていって話を聞いたり、あるいは一緒に話をしたりというようなことも行っております。そういった部分で情報をたくさんっておりますけれども、

事夢の屋に關しまして、今、計画がないというお話でございましたけれども、提案したときも御説明申し上げたかと思いますが、建物そのものがやはり古くなっておる。やはり将来的にあの一角すべてをどうしていくかということを考えていきたいということでお話をしております。ですから、今、西側の旧川瀬自転車跡が更地になっておりますが、それだけで終わるわけではなくて、将来的にはあの一角をどうするかということをこれから検討していきたいと。その部分ではやはり議員各位からもまた御意見をいただきたいし、今、地元では、商店街というよりも住んでみえる方々がまちづくりということに対して思いを持ってみえる方が何人かお見えになって、そういった方と意見交換をする場もちょちよことつくっております。そういった部分を生かしながら、今後進めていきたい。

また特に、中山道に關していいますと、やはり全体的な観点もまちづくりという観点から必要になってくる部分が多々あると思えます。ここら辺は地元の商工会でありますとか、やはり東連、中連、地元に住んでみえる方の思い、そして垂井町全体から見た中山道というとらえ方があるうと思えます。そういった中でいろんな委員会とか検討する場、そういったものをつくることによつて、その中でまたしっかりと煮詰めていきたいという思いでございますので、よろしく願いをいたします。

やはり住民の持つてみえるパワーというものをうまく引き出していくことがこれから大事な課題であるというふうに認識をしております。

議長（衣斐弘修君） 九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 今、町長に答弁していただきましたけれども、前向きな姿勢はわかるんです。けれども、一向に目に見えてこないというのが今までの町長のパターンだと思えます。

今度から総合窓口改革という、こういうやつが出されましたけれども、そういうことに関しても、やっぱり職員が民間へ積極的に出て、窓口業務がスムーズにいくような、そういうことにも取り組んでいただきたいと思えます。

それと、いづぞや町長は、垂井のまちを、無電柱というんですか、電線がないというような話をされましたけれども、そういうことに関しては意識は、考え方が変わられたのかどうかお尋ねし質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 九番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の研修につきましましては、今、議員がおっしゃったように、やはりいろんな方面からの意識を変えていくということも大事かと思えます。そういった部分での研修ということをしつかり取り組んでいきたいと思えます。

それから、まちづくりに關しまして、無電柱化の話をされましたけれども、これはまだ具体的に決まっておりますわけでもないのですが、この場で答弁するのはどうかというふうに思いますが、ただ、私の個人的な思いをいたしまして、やはりこの中山道のまちの中から電線を消したいという思いは非常に強く持っております。先

般も街路灯組合の方々が、祭りのときに街路灯を横に向ける、これが期限が切れるので今後の対応をお願いしたいというような要望にお見えになりました。そういった場でも、その電線を消すと、無電柱化というか電線を消す方法はいろいろあつて、無電柱、電柱を地中に埋めてしまふ、線を埋める方法と、軒裏をはわせて線を消す方法があります。いろんなやり方が、これから検討していかなければなりませんけれども、まちづくり交付金というような事業があります。そういった中での一つの事業として考えていけたらと今検討しておるところでございますので、明言は避けさせていただきますけれども、個人として、やはり垂井の一つの、町外に大きく情報発信できる曳軸祭り、これを有効に使う、そして中山道というものを広くアピールするには景観というものも非常に大事な部分ではないかなあという認識は強く持つておるところでございます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時三十分といたします。（午前十時十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時三十分）

引き続き一般質問を行います。六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問させていただきます。

今回は広報たるいの配布についてというテーマで質問させていただきます。広報たるいの配布につきましては、それ以外に、議会だより、県からの配布物とか多数あると思います。それから、

それを含めましてですけども、垂井町発信の回覧板についてもお聞きしたいと思います。

現在、垂井町では毎月一回、広報たるいを配布し、これを主に自治会を通じて配布していると思いますが、全員に配布しているかということについてお聞きしたいと思います。例えば自治会では自治会に加入していない人には配っていないとかいうことを聞き及びます。また、垂井町には、西濃清風園、いぶき苑、外国人、宮代には「みのり」及び「ゆのきがわ」という施設もありますが、そこにお住まいの方それぞれ各個人に一部ずつ配布するということとをされておるのかどうかということをお聞きします。これは担当課長にお願いします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 六番議員の広報たるいの配布についての御質問にお答えしたいと思います。

現在、広報たるいは、毎月、自治会長を通じまして各世帯に配布いたしております。議員御指摘のように自治会への未加入の世帯には配布できませんので、役場、または地区公民館など公共施設、文化会館とかタルイピアセンターなどに広報を配置しまして、最寄りの施設へ取りに行つていただくようにお伝えしております。広報の配布にはいろんな方法があるわけでございますけれども、垂井町の場合は自治会を通じて配布しているのが現状でございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

西濃清風園、みのり、いぶき苑につきましては、その施設に数部、ちよつと部数はわかりませんが、個々にということではなしにその施設に数部を配布いたしておるところでございます。よろしく願いたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） ただいまの答弁に対しまして再質問させていただきます。

広報たるいを配る相手というのは、僕は垂井町民に対してと想うんですね。その中で、自治会に加入していない方には取りに来るようにと、そういう言い方はないなあと思うんですが、まして清風園、いぶき苑と、これは各施設に一部ずつ配って勝手に見てくださいというのでは、住民に対する考え方が間違っているんじゃないかと思えます。これについて垂井町長の答弁、この広報たるいを配るといふこの事業に対してどう考えておられるか、町長にお聞きします。

それと、今後、今のままでいかれるのか、それとも改められるのか、それについてもお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

配る相手が町民であるからすべからずすべての町民にということ、確かにそのとおりかと思いますが、配る方法はいろいろあります。新聞折り込みでありますとか、ポスティング、郵送代が非

常にかかるというような状況。あるいはチラシに、新聞折り込みにしても、何紙かとしてみえる方には一軒に五部も六部も行ってしまふというような不合理が生じると。そういった形の中で、現在、自治会にお願いをして、自治会の協力のもとに配布してあるということであります。逆に、自治会に加入している方は自治会費として会費を納めてみえて、その自治会の運営に当たっている。そこでの利益を受けるといふことになりまして、当然に、もし自治会からそういう配布というものを望まれるというのであれば、自治会に入っていたら、地域の活動と一緒に参加していただくことがまず大事になってくるんじゃないかなと。そういった方ができない場合において初めて場所を指定したり、あるいは取りに来ていただくというような形での対応をしておるといふことになっておりますので、今後の展開におきましても、現状の自治会を通じて配布するということについてはこのままやっていきたいというふうに考えています。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、地球温暖化防止対策の取り組みについてお伺いします。近年、世界各地において地球温暖化の波が至るところに押し寄せてきております。昨年はゲリラ豪雨による洪水被害が全国各地で相次いで発生しました。また、猛暑による熱中症など健康への影響、さらに海面の上昇で農作物や動植物への影響による食糧不足の危機など、地球温暖化が我々の人類や動植物を含めた生態

系に及ぼす影響は、人類全体の脅威となっております。地球と運命をともししている私たちは、環境問題をもっと身近な問題ととらえていく必要があるのではないのでしょうか。その推進に当たっては、町民一人ひとりができること、また行政がやるべきこと、お互いに協力して取り組まなければならないことなどさまざまな観点から考察し、具体的に手を打たなければならないときが来ていることは明白であります。

話は変わりますが、六月五日は世界環境デーです。一九七二年六月、スウェーデンの首都ストックホルムで国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議が開催され、これを記念して日本の提案により定められたもので、ことしは三十七年目に当たります。一九九七年十二月に議決された地球温暖化防止の京都議定書は、二〇〇八年から二〇一二年までの期間中に各国の温室効果ガス六種の削減目標を一九九〇年に比べて平均で基準年の排出量マイナスイナス六％を削減義務と決めました。削減できなかった場合、足りなかった分の一・三倍が二〇一三年以降の割り当てに上積みされると決定され、画期的な会議となりました。また、一九九一年から六月の一カ月間を「環境月間」として全国でさまざまな行事が行われておりました。

昨年、日本が議長国として環境・気候変動問題をテーマにし洞爺湖サミットが開催された折、サミット開催日の七月七日を「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）と宣言し、この日を地球温暖化防止のために皆で行動する日と定められ、「七タライトダウン」には全国で約七万六千施設が参加し、当日の午後八時から十時までの二時間で約百二十二万キロワットの消費電力が削

減され、四百七十五トンのCO₂の削減効果があったと言われております。

しかし、昨年十一月十七日、国連気候変動枠組み条約事務局は、二〇〇六年のデータに基づく達成状況では十六カ国が削減目標を達成したことを発表しましたが、日本は目標六％減に反して六・四％増であることが明らかになりました。そして世界経済は未曾有の世界同時不況に突入していきました。こうした現状を踏まえ、政府は削減の達成に向けた最終報告案をまとめ、強化すべき点として、排出量の伸びが著しい業務部門と家庭部門で抜本的な対策が必要であると強調しております。さらに、国民全体で総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル、ビジネススタイルの変化を促す強化策を考えなければならないとしております。

こうした中で、三月、環境分野を経済成長の牽引役とする世界的流れの中で、日本版グリーンニューディール政策を発表されました。二〇一五年までに環境ビジネス市場を二〇〇六年の約一・四倍となる百兆円規模にし、雇用も八十万人増の二百二十万人の確保を目指し、地域グリーンニューディール基金も創設し、地域の活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進しようとするものでございます。緑の社会への構造改革を目指して、地方もスピードを持って積極的に取り組むことが要請されております。折しも、先日、二〇二〇年までの温室効果ガス削減の中期目標、二〇〇五年と比較して一五％削減が決定されました。

待ったなしに迫っている温暖化防止のため、町長の積極的な強いリーダーシップに期待し、具体的な取り組みについてお伺いし

ます。

一つには、ことしの環境月間として、クールアース・デーに対する我が町の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

二つには、平成二十年六月、地球温暖化対策推進法の改正により、地域のCO₂削減計画の策定が義務づけられましたが、我が町の進捗状況について、また、現状の課題と今後の取り組みについて御所見をお聞かせください。

引き続きまして、スクール・ニューデールについてお伺いします。

国の新経済対策では、低炭素革命を中・長期的な成長戦略の柱として位置づけております。例えば太陽光発電は二〇二〇年までに現在の発電量を二十倍程度に拡大することを目標にし、その大きな推進力としてスクール・ニューデール構想を掲げました。このスクール・ニューデール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には、公立校を中心に太陽発電パネル設置などエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT（情報通信技術）環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しして三年間で集中的に実施しようとするものがございます。また、学校耐震化に関しましては、大地震で倒壊する危険が高い全国約一万校余りについて、二〇一一年度までの五年計画だったものを、二〇〇九年度を補正予算で二年前倒しするという取り組みでございます。昨年、地震防災対策特別措置法が成立し、今度の改正法により補助率が三分の二に引き上げられ、さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充されまし

た。学校は子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要です。また、学校におけるICT環境の整備も急務の課題と言えます。ICTは、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子供たちの教育現場にあつてはならないという思いで、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ICT化を進め、教育環境を充実させるのと同時に、経済の活性化を図るのがねらいであり、積極的に学校のICT化も進めていきたいとしております。

そのような観点から、当町における今後の教育環境の取り組みについて、以下、御所見をお聞かせください。

一つには、当町の小・中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについてお考えをお聞かせください。

二つには、小・中学校の耐震化の進捗状況と前倒しでの取り組みについてお考えをお聞かせください。

三つには、校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

四つには、小・中学校のICT環境に対応できる技術の習得についてお聞かせください。

大きい第二点目に、女性の健康支援とがん対策についてお伺いたします。

近年、子宮頸がんや乳がんに罹患する若い女性が急増していることが指摘されております。事実、毎年、子宮頸がんでは約八千人が罹患し、約二千五百人が死亡。乳がんでは三万五千人が罹患、

約一万人の女性が命を落としています。我が国の死因のトップはがんで、日本人の三人に一人ががんで亡くなっているのが現状でございます。がんによる死亡率も年々増加し、世界一のがん大国と言っても過言ではないと言われております。この深刻な事態を打開すべく、二〇〇六年、がん対策基本法が成立されました。

女性のがんにつきましては、乳がん、子宮頸がん、あるいは卵巣がんは若い人に起こりやすく、十五歳から五十五歳までで、乳がんと子宮頸がん、子宮体がん、卵巣がんが、がん全体の六〇%ぐらいを占めております。仕事をし、子育てをしている女性の生命を脅かすという意味で、予防、早期発見は非常に重要だと考えております。日本における子宮頸がんは乳がんの検診の受診率は、欧米諸国での受診率が七から八割程度であるのに比べ、日本は二割前後という極端に低い状況が続いております。なぜ検診に行かないのか、さまざまにアンケートや意識調査から、「恥ずかしい」「怖い」「痛そう」「知らなかった」という実態があります。多くの女性に検診に行ってもらうためには、個人に通知されること、いつでもどこでも受けられる、必要性を啓蒙することがポイントだと思われまます。乳がんも子宮頸がんも早期発見できれば完治する可能性が高いことから、検診の受診率向上が不可欠でございます。

そこで、女性の検診応援クーポンとして、今回、政府の新経済対策で公明党の強い要求によりがん検診の無料クーポンが盛り込まれました。女性特有のがん対策の充実ということで、子宮頸がんは二十歳から四十歳まで、乳がんは四十歳から六十歳まで、それぞれ五歳刻みの年齢の該当者に健診手帳とともに無料の検診ク

ーポンを提供し、がん検診の受診率五〇%を目指し、推進を呼びかけております。

なぜ経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと思う向きもあるかと思いますが、この対策の目標は、安心と活力です。女性が安心して社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるものだと考えますし、また少子化対策にも資するものだと思います。私の身近な方も現在、がんを患っておられますが、彼女は治療費を工面するため働きながらがんの治療と向き合いながら頑張っておられます。大変な状況を思うにつけ、がん患者をふやさないためにも、この取り組みで受診率が上がり、一人でも多くの女性ががんで苦しまず、命を落とさずに生活できるようにというのが私どもの願いです。女性の健康を応援するために、町長並びに所管の積極的な取り組みを期待し、以下お伺いします。

一つには、今年度、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗しょう症など予防に役立つ事業を展開し、健康パスポート発行や女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みなど各地で実施されております。我が町の取り組みについてお伺いします。

二つには、今年度、市町村のがん検診事業を支援する地方交付税が大幅に増額されました。がん検診の効果や必要性など情報提供にどのように取り組んでおられるのかお伺いします。特に毎年九月はがん制圧月間です。住民挙げてのがん制圧月間にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つには、検診を受けられる方から、女性の医師で対応してほ

しいという声が聞かれます。これらへの取り組みについてお伺いします。

四つには、新経済対策でも子宮頸がんでは二十歳から四十歳まで、乳がんは四十歳から六十歳までの間、それぞれ五歳刻みで、対象者の検診の無料化など、先ほど申しましたように打ち出されております。我が町の取り組みについてお伺いします。

五つには、平成十九年度決算で見る限り、我が町における女性の特有のがん受診率では、子宮がんが七百三十八人の二六・九%、乳がんでは五百六十二人の二四・九%となっており、国が平成十八年度に策定したがん対策推進基本計画では、平成二十三年度までのがん検診の受診率五〇%にするとの目標を定めております。我が町の今後の取り組みについて、以上、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 八番議員の地球温暖化防止対策の取り組みについて、私の方から答弁をさせていただきますと存じます。

まず一点目でございますが、クールアース・デーに対する我が町の取り組みといったことですが、少しお話をさせていただきますが、先日、国におかれましては、この地球温暖化防止対策としまして、CO₂の削減中期目標が示されたところでございまして、二〇〇五年に比較いたしまして二〇二〇年には一五%削減するというような目標でございます。ところが、この目標につきましても、我々人間が文明社会を営む上におきまして、化石燃料の使用であるとか電気の使用等につきましては、経済界につ

きましては非常に高い数字であると。また、環境団体につきましてはちょっと手ぬるいんではなからうかという、そういういろいろ賛否両論があるところでございます。そういったことで、それぞれのこのCO₂の削減につきましては、やはり八番議員がおっしゃられたように、国、県、市町村、それから事業所、あるいは地域の住民方、それぞれの立場で取り組む必要といたしますが、それが私は原点だということふうに認識しておるところでございます。いささか、地球規模の問題につきましてこういった発言をするというのはどうかと思ひますけれども、現実そうではなからうかというふうに思ひます。

さて、クールアース・デーでございますが、少し質問の内容とダブルかと存じますが、このクールアース・デーとは、昨年六月に開催をされました政府の地球環境温暖化対策推進本部におきまして、洞爺湖サミットが七月七日の七夕に開催されることを契機といたしまして、毎年七月七日をクールアース・デーとして、低炭素社会への取り組みを推進するために設けられたところでございます。具体的な取り組みといたしましては、このクールアース・デーにおきまして、午後八時から午後十時まで、イルミネーション等ライトアップをしている施設、あるいは各事業所、家庭におきましてライトダウンを推進し、二酸化炭素の排出を削減しようとするものでございます。御存じのように、この宣言につきましては昨年ということで、地域においてはまだまだ聞きなれない言葉で浸透していないというのが現状だろうかというふうに思っております。でございます。

昨年度につきましては、垂井町の庁舎につきましては実施をし

てまいっておりますが、今後はやはり、先ほど申しましたように地域住民の方々の取り組み、事業所の方々の取り組みが必要になってまいりますので、そこらあたりにつきましては、今後、機会をとらえまして、こういった事業等についての参画を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それと二点目でございますが、CO₂（二酸化炭素）削減のための地域の推進計画の策定でございます。

確かにこのCO₂の削減につきましては、本当に地域をとらえて取り組んでいかなければならない、本当に重大な喫緊の課題であるというふうに思っておりますが、このCO₂削減によりますCO₂の地域の削減計画でございますが、こちらにつきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律でございますが、こちらの第二十條の第三項、こちらに掲げられておるわけでございますが、ただ、こちら、義務づけがなされておりますのは、都道府県、中核市、特例市、それから指定都市までが義務づけがなされているといった法律の体系でございます。これも喫緊にこの法律が改正されまして、従来は地球温暖化対策地域推進計画というようなことで位置づけられておったんですけれども、それが法改正によりまして、こういった自治体だけに義務づけられたということでございます。しかしながら、この地球環境問題でございますけれども、やはり垂井町にとりましても手をこまねいているわけにはまいりません。したがって、地球規模の問題ということもございまして、少なくとも県下、あるいは近隣市町村とも情報を密にしながら、足並みをそろえて、将来的にはやは

り、義務づけではないんですけれども、策定をしていかなければならないというような考えを持っておるところでございます。

少し長くなりますが、話が変わりますけれども、広報たるいの十二月号から三月号にかけまして、「きょうからできるエコ生活」と題して、家庭の中で身近にできるCO₂の削減方法についてシリーズですつと載せさせていただいたわけでございます。

これが非常に好評でございますが、非常に参考になったという意見が寄せられたわけでございます。そういったことで、CO₂の排出の要因となる電気、ガス、ガソリン等の使用等、これにつきましては我々が、先ほど申しましたように文明生活を営んでいく上においては欠くことのできないものでございます。こういったことで、住民の皆さん一人ひとりが認識を新たにしてこのエコ生活を取り組むことにより、相当量のCO₂の削減が図られるものというふうに認識しておるところでございます。

したがって、まだまだこの地域の中におきましてはCO₂削減に取り組むことについての認識が希薄という部分が見られるところでございます。住民の意識の高揚を図ることが重要であると考えておるところでございます。今後、機会をとらえながら、エコ生活の啓発・普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） 八番議員の御質問の中のスクール・ニューデイルの取り組みについて、学校教育課が所管をしてお

りますので、私どもの方から答弁をさせていただきたいと思いません。

議員も御提案のとおり、このスクール・ニューディール構想は、国の経済対策の一環として本年度の第一次補正予算に計上された事業でございます。大きく分けまして、その構想の中には、耐震化、あるいはまた工コ化、ICT化の柱をもって構成をされているところでございます。

議員御質問の大きな項目から四点ほどの御質問がございましたので、順次お答えをしていきたいと思えます。

まず第一点目の、太陽光発電システムの導入というところでございますけれども、これはこの構想の工コ化に当たるものでございます。この太陽光発電システムは、昨今、環境への取り組み、あるいはまた省エネ対策として非常に注目をされています。いわゆる建物に大きな太陽光パネルが設置されることによりまして、自然に目につきますので、例えば子供たちの環境に対する意識が自然に高まることも期待できるところです。そのために、当町といたしましてもその設置について検討をさせていただきましたが、設置に向けて問題となるところが大変重要なところでございます。確かに太陽光発電システムを設置した場合、パネルそのものにはそれほど大きな荷重はありません。しかしながら、そのパネルを設置するにはその受ける架台が必要となります。実はこの架台に大きな何トンという重量がかかってまいります。そうしますと、例えば学校の校舎の建物についても大変な負荷がかかるわけです。今日まで計画的に小・中学校の耐震化の補強を順次進めてまいりましたけれども、それらの建物につきましては、耐震補強工事を

施工する際に太陽光発電システムを設置することまで想定しておりません。そのために、このシステムを導入するにつきましては時間をかけて慎重に検討をしていく必要があるために、今回のスクール・ニューディール構想を利用しての設置については、最終的に検討から外すことにいたしました。しかしながら、子供たちへの環境教育、さらには太陽光パネルが設置されることよって地域の環境意識の向上が期待できるということから、この太陽光発電システムについては引き続き検討をしていきたいというふうに考えているところです。

二つ目の小・中学校の耐震化の状況の件でございます。耐震化につきましては、先ほど申し上げましたように、今回の構想の中の一つの柱でございます。

まず議員の御質問の、小・中学校の耐震化の進捗状況でございますけれども、現時点では、町内には校舎と体育館、合わせて三十九棟の建物がございます。そのうち、今後耐震化が必要とされる建物がまだ十一棟残っております。したがって、耐震化率は七一・八%でございます。この耐震補強が必要な十一棟の校舎・体育館のうち、本年度、地域防災緊急事業五カ年計画に基づきまして当初予算でお認めいただいているわけでございますけれども、垂井小学校の校舎三棟の耐震補強を計画しているところでございます。その後も、財政当局とも協議をしながら、教育委員会の予定といたしましては次年度に府中小学校の校舎、あるいはまたその後には不破中学校の校舎の南舎、さらに北中学校の東にございます特別棟の耐震化を順次進めていく予定であります。

耐震化の前倒しの件でございますけれども、仮に国の補助金が

措置されても、議員も提案の中にございましたけれども、残りの二分の一補助残、あるいはまた大規模改修については三分の一でございますけれども、町の一般財源で対応しなければならぬところでは、今後は、市町村に配分される、いわゆる地域活性化・経済危機対策臨時交付金が利用できないか、またそれをもとにして不破中学校の南舎の耐震補強計画を前倒しできないか、さらに検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

三つ目の、校内LAN、あるいは電子黒板、デジタルテレビと小・中学校のICT環境のものは関係がございますのでまとめて御説明を申し上げたいと思います。

これは、冒頭でも申し上げましたスクール・ニューディール構想の三本の柱の中のICT化に当たるものでございます。具体的には、学校のICT環境整備事業と呼ばれているもので、端的に言いますと、二〇一一年のアナログ放送終了に向け地デジ対応の教育環境の整備を目指すものであります。具体的には、すべての学校へのデジタルテレビの配置、パソコン配置の充実、校内LANを整備することなどが盛り込まれているところでございます。

当町の場合、地上デジタル放送の対応につきましては、既に小・中学校及び幼稚園にはケーブルテレビが配線済みですので、二〇一一年七月の地上デジタル放送の完全実施に向け、改めてアンテナ工事を実施する必要はありません。デジタルテレビの導入をすれば、各学校で当然のごとくデジタル放送を視聴することができ環境が整備をされるということになります。このことを踏まえまして、本事業、いわゆる環境整備事業でございますけれども、デジタルテレビの導入、あるいはまた電子黒板付きのテレビの導

入について計画をしているところでございます。また、その他にもこの学校ICT環境整備事業に関する取り組みといたしまして、小学校パソコンの導入費の一部、これは初年度のリース料の二分の一を充てることができるものです。あるいはまた、既に整備をしておりますけれども、学校のLANにつきましては、老朽化に伴いまして部品の一部取りかえも計画をしているところでございます。

なお、この事業、いわゆる学校ICT環境整備事業を利用してデジタルテレビ導入を行う場合につきましては、国の学校情報通信技術環境整備事業補助金として二分の一が補助をされることです。残りの二分の一、いわゆる補助残でございますけれども、市町村に配分をされます地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用してもよいことになっております。したがって、臨時交付金の配分次第では実質的町財源の負担はほとんど生じないというふうに見込んでいるところでございます。今後は、臨時交付金の配分も含めて調整をしていく必要があると考えているところでございます。

なお、この事業に対する技術の習得については、現時点では考えておりません。ある程度、国の内示ができた時点でも必要であれば検討していきたいなあとというふうを考えておるところです。

いずれにいたしましても、この施策は、本当に急遽国の事業で成立した関係上、時間的な余裕がほとんどない状態で進めてまいりましたので、十分な回答になっていないかもしれませんが、前向きに検討しているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の御質問の中で大きい二点目でございますが、女性の健康支援とがん対策につきましてもお答えをさせていただきます。

まず一点目でございますけれども、女性の健康支援としての健康パスポートでありますとか健康実態調査等につきましても、まだ当町では取り組みをいたしておりません。今後、男性の方も含め、国・県の動向でありますとか、他市町村の情報を得ながら、町民の一層の健康づくりについて検討を進めてまいりたいと思っております。

また、二点目のがん検診の情報提供や制圧月間の取り組みについてでございますが、がん検診につきましては、年初めにお送りしております家族調査票での受診希望者の方に受診していただいておりますのでございますが、また全体の受診者、あるいは精密検査の結果につきましては、毎年、広報に掲載をし、年一回の受診を勧めているところでありますけれども、まだ決して受診率が高いという状況ではございませんので、今後も検診の重要性を機会あるごとに周知していきたいと考えております。

また、九月のがん制圧月間につきましては、現在のところ、広報でありますとか町のホームページでありますとか、あるいはポスター、リーフレットによる啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、女性医師での検診ということでございますけれども、町内の妊産婦さんの多くが通院される近隣市の産婦人科医院の医師

の多くが男性という現状であります。また、町内医療機関で実施しております乳がん検診も男性医師でありますけれども、乳腺の専門医でございます。このようなことから女性医師の確保は難しい状況であります。今後関係機関と検討・協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、新経済対策による婦人のがん検診への取り組みについてであります。これは、議員先ほど申されましたように、国の補正予算成立によりまして女性のがん対策推進ということで、一定年齢に達した女性に対し子宮頸がん検診の自己負担分を免除するというものでございますけれども、具体的な取り組みにつきましても、議員おっしゃられましたように、対象者となる子宮頸がん検診につきましては二十歳から四十歳までの五歳ごとの方、乳がん検診につきましては四十歳から六十歳までの五歳ごとの方に無料クーポンを配付し、健診手帳を交付して受診率向上を図るものでございます。町におきましては、今後、補正予算を提出する方向で検討していきたいと考えております。

最後に、取り組み状況でございますけれども、国のがん検診受診のための指針では、大腸がん検診の対象年齢四十歳以上となっているところを、垂井町では三十歳以上、乳がん検診も四十歳以上となっているところを三十歳以上から引き下げて実施しているところであります。

受診率向上につきましては、受診率の算出方法の基礎というものが無い状態で、対象者の基準が各市町ではばらつきがあるため、大きい市でも対象者は少なく受診率が高いということがあるため、今後、統一に向けた協議が必要かと思っております。当町では、先

ほど申しましたように、家族調査票から受診希望者を算出し、受診率を出しているという状況でございます。

先ほど、十九年度の受診率の方、子宮がん検診が二六・九％と乳がん検診が二四・九％ということでお話をさせていただきましたが、昨年度二十年度を最近聞きましたら、乳がんは二七・七％、子宮がんは三〇・七％ということで、ともに受診率は上がっているということ聞いております。

今後、より多くの方に受診していただくためには、これまで受診されなかった方の事由分析をしながら、受診されない理由があればその解決を図るなど、今以上の成果を目指していきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 先ほどは御答弁ありがとうございます。

一点お伺いしたいと思います。

先ほどの地球温暖化に関してですけれども、今後呼びかけていくというふうな御答弁をいただいたわけですが、私たちは本当にライトアップになれた生活をしている、本当に一人ひとりですけれども、その地球温暖化対策を実践する動機づけということで、町民に向けてのライトダウンというものをしっかりと町民全体に呼びかける行動の日にしていくということが大事じゃないかなというふうな思いがいたします。

それで、七月七日までと時間はそうございませんけれども、庁舎はもろんでしょうけれども、他の公共団体や町民に対しての周知をどのようにされるのか、例えば防災無線とか広報とか、

あるいはホームページなどで周知をお考えになられるのかお伺いしたいなというふうに思っております。

もう一つには、女性の健康のことでございますけれども、先ほどの御説明もございましたけれども、基本健診では垂井町の場合、マンモグラフィーと指触診の検査となっております。女性の方からは、マンモグラフィーによるだけではなくして超音波検査も選択の一つに加えていただけないかというふうな声も伺っております。マンモグラフィーを嫌がられる方もございますので、その点に関してのお考えもお聞かせいただきたいなと。

それと、乳がん検診の助成の拡充については、乳がん七百円というふうになっておりますけれども、それに対する助成の拡充はないのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

それと、私、この一般質問の原稿を見させていただきながら、ずうつと決算資料を見ておりました。本当に平成十六年のときには、先ほどの部分の中には出ておりませんが、子宮がんで受診者は合計二百九十六人、乳がんの場合は合計百十七人で決算資料には出ておりました。それが、先ほど健康福祉課長が言われましたように、本当に二・何倍、子宮がんに関しては二・何倍、また乳がんに関しては約六倍以上の検診が広がったということは、本当に垂井町に対する敬意を表したいなというふうに思っております。今後ますますこの乳がん検診、本当に命が大切ということでしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、以上、その点についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 八番議員のクールアース・デーの取り組みの再質問について、私の方から今後の取り組み方法について御答弁させていただきたいと存じますが、昨年度につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたように、庁舎につきましては実施したところでございます。そして、今年度につきましても、庁舎初め各公共機関にはお願いをしていくというような形で進めてまいりたいと考えておるところでございますが、たまたまこの七月七日が火曜日でございますので、実をいいますと七日、火曜日は大半の公共施設が休館日でございますね。ただ、認識といたしましては、こういったことが今後展開されるということのようなことについてはそれぞれ施設長の方にはPRをしていきたいと考えておりますし、それから地域の皆様方へのこういった取り組みでございまして、広報媒体、それとホームページ等につきましても、実をいいますと締め切りも迫っておりますので、何とか掲載できるような方向で広報担当の企画調整の方と調整をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の再質問の乳がん検診につきましてお答えをさせていただきます。

乳がん検診、垂井町の場合は、先ほどおっしゃられましたように指触診とマンモグラフィーの検査をしております。そこでの超音波検診ということでございますけれども、管内の市町の中でやっているところもございます。これにつきましては、今後検討し

てまいりたいというふうに思っています。

また、乳がん検診の助成の拡充でございますけれども、垂井町の場合は自己負担は七百円ということでございますけれども、これは決して高い金額ということではないかというふうに思っております。管内の市では千円、あるいは千二百円というところもございます。安いところだと揖斐管内では五百円ということもございまして、全体的に見ますと決して飛び抜けた高い金額というふうな認識は持っておりませんけれども、この乳がん検診だけではなくてほかの検診もでございますので、それは相対的に比較しながら、検討する時期が来ましたら検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問を行います。

私は、垂井町名誉町民についてをお尋ねするものでございます。町長も六年が過ぎまして、この名誉町民等々につきましては何ら口にされたことが少ないと、このように思っております。

垂井町におきましては、昭和四十一年十月十一日条例第三十二号におきまして、垂井町名誉町民条例が制定されておるわけでございます。これらの目的といたしましては、公共福祉、また産業、文化向上に多大の功績のあった方を推挙すること、現在までに五名の方が推挙されておるわけでございますが、その五名の方におきましては、矢木野辨二氏、昭和三十七年から三期にわ

たりまして町長を務められておりまして、五十四年にお亡くなりになっております。また、日比憲一氏でございますが、この方は五十七年十二月に推挙されております。垂井町に大手企業を誘致されておるといような方でございます。この方は五十八年の十月十五日に亡くなられておるといこと。また、浅野元康氏でございますが、この方は四十六年から四期にわたり県議会議員を務められておりまして、町政の伸展に尽力されたといこと、昭和六十年九月に推挙されております。これは推挙前にお亡くなりになったといことでございます。また、早野光二郎氏でございますが、この方におかれましては私たちの大先輩で、町会議員を五期十七年にわたって務められており、その後、昭和四十九年から三期にわたりまして町長を務められております。六十一年に推挙されまして、平成十五年十一月にお亡くなりになったといこと。また、五人目といたしましたは浅野元脩先生でございますが、垂井町に大きな医療福祉の向上をされたといこと、平成五年十月二十八日に推挙、また同日お亡くなりになったといこと、この五名の方が推挙されておるわけでございますが、今は、先ほど申しましたようにお亡くなりになっておりまして、この名誉町民の方々におかれましては町の公式の式典等に参列されておるわけでございます。先日も自治功労者の表彰式があったわけでございますが、今はおられないといこと、寂しさを覚えるものがございます。

私は、前町長の田中幸雄氏をぜひ推挙していただきたいと、このように思っております。田中氏におかれましては、昭和二十三年ごろだと思いましたが、垂井町に奉職されて以来、垂井町職員

とし三十五年間、税務課長、土地改良課長、総務課長を務められ、また東消防署ができたときに消防長とし、町政発展に貢献されて、またその後、垂井町教育長に三年間、またその後、行政の指導者として、昭和六十一年五月から平成三年四月五日まで垂井町の助役を歴任され、平成三年四月から、多くの町民の皆様の支援のもとに町長とし、三期十二年の長きにわたりまして垂井町の発展に寄与されたわけでございます。この間、平成十三年からは全国の町村会の副会長とし、要職も歴任されておられます。

また、功績といたしましては、一部助役時代も含めますが、企業誘致をし、栗原にあります三甲株式会社、また大日金属の一部跡地のしまむら等々あるうかと思えますし、また住宅用地といたしましては、県の住宅供給公社による宮代・朝倉にありますレンジローズの誘致等あるわけでございます。また、町行政といたしましては、生活環境整備といたしまして、垂井町のクリーンセンターの改築を初め、垂井町斎場の整備、また、現在工事が進められております下水道事業に着手、垂井駅周辺整備施設事業、また教育施設といたしましてはタルイピアセンター、また不破中学校、北中学校、また多くの学校の大規模改修工事を行われ、表佐公民館等を新設もされておりました、地域の住民の方々が大いに利用されておると、このように思っております。

また、叙勲といたしまして、平成十六年四月二十九日に旭日双光章を受章されておるわけでございます。

今申し上げますように、垂井町発展に多大の功績を残された方でございますし、現在、先日まで垂井曳軸保存会の会長、また今、泉保存会等の会長も歴任され、地域の方々とともに大い

に活躍をされておられるわけでございます。私は一日も早く、ぜひ名誉町民として推挙していただきたいと、このように思っておりますが、町長はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと、このように思っております。

このことにつきましては再質問はいたしませんので、ぜひともイエスカノーかをはっきりしていただきたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の御質問にお答えをさせていただきます。名誉町民の推挙についてでございます。

この名誉町民につきましては、今議員がおっしゃいましたように、名誉町民条例の中で定められておるものでございますが、現在五名の方が名誉町民というお話がありました。すべてお亡くなりになっておるといの中で、お二人が町長経験者、三期やられたということでございます。自治功労者の表彰につきましてはそれぞれ内規、規定等があつて、何年やったとかいろいろあるんですが、名誉町民につきましてはその細かい規定はないものといふふうに思っております。ただ、前例を見てみますと、やはり町長三期というのはその資格が十分にあるという状況の中にあると思えます。

制定を見てみますと、それぞれ矢木野さん、早野さん、町長を退任されてからすぐ直近で名誉町民に推挙されておるといふような状況であります。翻つて、私の場合ですが、選挙を戦つたといふこともありまして、非常にその思いが難しいところがございます。今、二期目二年を過ぎて、折り返し済んでおると。六年を

やらせておつていただく中で、そういったわだかまりといひますか、住民の方が持つてみえた部分というのも大分風化してきたんではないかなというふうに思います。また、田中さんも、今、経歴をいろいろ披露されましたけれども、まさに町の発展に尽力された功績が非常に大きいものがある。それはだれもが認めるところであらうといふふうに思います。

今後、この推挙につきましては議会の同意案件でございます。

ですから、しっかりとまた皆様にお諮りをするということで、前向きにしっかりと検討させていただきます、しかるべきときに皆さんに御提案をしたいといふふうに考えますので、ぜひまた皆様方の御理解をお願いして、答弁にかえさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は一時十五分といたします。（午前十一時三十分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

引き続き一般質問を行います。一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 議長の許可をいただきまして、通告に従いまして一般質問の方をさせていただきます。

私の方からは指定管理者制度と民間委託ということについて御質問をさせていただきます。

一昨年の六月議会においても同様の質問をさせていただいたわけですが、平成二十年度で行財政改革の締めを終わらせて、これまでに幾つかの民間委託及び指定管理者制度を導入してきました。その成果を求めるにはまだ早過ぎるかとは思いますが

ども、よかった点、まだ改善の余地がある点、整理をしながら、きちつとした検証をお願いいたします。

さて、我々住民が利用する施設において、これまで十分に利用されてきたかという点、いささかの疑問が残ります。例えば朝倉運動公園では、季節によってばらつきはあるものの、まだまだ使用できる空き時間はあるようにも思います。また、文化会館では予約状況などをホームページで閲覧できるようになり、以前より便利になったと思いますけれども、大ホールについて使用状況が毎年同じ事業の繰り返しとしか思えないような印象があります。

文化にかかわる事業団体の育成や利用しやすい環境づくりなど、新しい試みが必要な時期に来ているように思います。こうした取り組みの中から、今後はさらなる文化会館の利活用が図られていくのではないのでしょうか。この二つの施設は利用してこそ住民の福祉向上につながるもので、あきの状態のままにしておいても何も生まれないと思います。これら施設の維持管理については大きな経費が必要となり、さらなる利用促進のための投資にも莫大な金額が必要となつてきます。これらのすべての施設管理を指定管理者にお任せするものではなく、その運営面だけを委託し、民間のノウハウや営業力を活用して利用頻度を上げていただき、施設使用料をふやしていく手だてをとっていく必要があるのではないのでしょうか。

ここからはあくまでも提案ですけれども、朝倉運動公園を利用される団体、例えば体育協会などの団体にNPOの法人格を取得していただき、業務の委託先となれるのではないかと思います。文化会館についても同様に、利用団体の組織やステージボランティア

イアの方々の任意団体がNPO法人格を取得できれば、業務委託できるのではないのでしょうか。もちろんその過程において、現体制の指導のもとで経験を重ねて実績を上げていただいた後であるということはあるかもしれませんが。

さらに、タルイピアセンターも例外ではありません。さきの二施設とは若干施設の持つ意味合いが違いますので、分けて考えておく必要があります。

最近、また区や市町村などから図書館に指定管理者制度を導入する自治体がふえているようであります。その指定先が出版社や本の販売会社などと聞いています。本の貸し出しをして貸出料をいただけるわけではない図書館業務に民間の出版業界の参入が多くなったのはなぜでしょうか。新刊情報の速さや本の見せ方、いわゆるディスプレイのうまさ、図書の管理システムのノウハウ、また読み聞かせなどの企画や時節の企画展なども行っているようです。垂井町も例外ではなく、再検討してみたいかがでしょうか。もちろん先進地の事例をよく検証していただき、垂井町に合った委託先を選定していただきたいと思えます。

この三施設の指定管理者及び民間委託について、中川町長の率直な意見をお聞かせください。前回は効率性だけを追求していく考えはないとの御答弁をいただいておりますので、今回の私の意図も、効率性重視の指定管理者制度、民間委託ではなく、利用される住民が真に使いやすく、気持ちよく使っていたくために、民間が行っている接客や顧客満足の高いサービスを導入していくことの大切さをいま一度考えてほしいという思いがあります。再検討の御意思があるのか、いま一度お聞きしたいと思います。

次は、垂井町観光協会長を御自身が務めていることについて、中川町長から次のような趣旨の発言をお聞きしました。「私がこの役職を務めるべきではない。できれば私以外の方にお願いしたい」。私も以前よりそう思っていました。協会が補助金対象団体という理由ばかりではなく、垂井町の観光が行政頼みになつていては大きな発展は望めないと感じているからです。

この垂井町には、歴史ある建造物や多くの人々にぎわいのあつた中山道宿場町があり、各地区には祭りや伝承など大変多くの観光資産があります。また、最近では、週末になるとウォーキングをされる方々を多く見かけるようになりました。JRさわやかウォーキングや中山道・美濃路ウォーカー、また町が行つております二つのウォーキングコースなど、きっかけはどうであれ、本当に大勢の方々がウォーキングを目当てに来町されております。そのほかにももう少し町内を回りたい方は、レンタサイクルによるサイクリングコースをめぐる、各地区の祭りなどのイベントの見物、歴史的建造物の拝観、桜や紅葉などの観賞、今や風物詩となつた相川の桜並木とこいのぼり、こうした観光資源を包括的にクロスオーバーさせながら、一年を通して楽しめる観光のまちづくりが必要な時期に来ていると思います。一息つける休憩所や特産品などのお土産、人柄に触れることのできる街角案内など、観光拠点を協会事務所とし、民間主導の観光協会の運営にされてはいかがでしょうか。

役場の庁舎内に観光協会があり、協会長が町長というスタイルでは、今後の発展はおろか、衰退につながるようにも感じてしまっています。いきなり事務局を行政から外してしまうというわけにも

いきませんので、運営の主体を現在の観光協会のメンバーにゆだねて、業務委託できるまでの体制づくりに向けて取り組む姿勢が中川町長にはあるのかお尋ねをいたします。その姿勢がなければ、町長の先ほどの発言は無意味となつてしまう可能性があります。中川町長の発言の真意とその決意をお聞かせいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

指定管理者制度、民間委託についてということでございます。まず、三つの施設についてのお尋ねでございます。朝倉運動公園、タルイピアセンター、文化会館、それぞれ特徴がありまして、特にタルイピアセンターにおきましては、図書館、歴史文献センター、民俗資料館と三つの機能を持った複合施設であります。それをどうするかという話、あるいは文化会館も貸し館としているいろやっておりますし、朝倉運動公園におきましても体育施設、あるいはグラウンド、いろんな形で使われておるところでございますけれども、これらにつきまして、今、行革の取りまとめをしておるところで、この後のまた全協の場で皆さんに取りまとめの報告をさせていただきたいというふうな思っておりますけれども、その中の一つの方向性としては、基本的には現状の直接管理という運営の方をやっていく。ただし、その内容につきましては、朝倉運動公園におきましてはもう既にプールなんかは部分委託をしておりますし、清掃業務もシルバーに委託するなど、一部でもう

既に部分委託をしておるようなところがございます。タルイピアにおきまして、図書館業務、先ほどお話もありましたけれども、他地域ではそういった委託に出しておるような状況にある、こういった先進の事例等も参考にしながら、当分直営ということになりますけれども、将来的に部分委託等も含めていきたい。また、文化会館におきましては、現在、ステージオペレーターのボランティアのグループ等が非常に頑張っておっていただいて、いろんなイベント等にもお手伝いをおっただけのような状況であります。そういったグループの育成等も踏まえた中で、やはり会館の業務、貸し館業務の部分の委託というようなことも将来は考えられるんじゃないかなと。行革の方針としましては当面直営をしていくという方向を出しておりますけれども、その中においては当然部分的な委託等も含めて、議員おっしゃいました、使いますりやすく気持ちよく使える施設ということについて、今後検討していきたいというふうに思っております。

なお、前回に、その効率性だけを追求して考えていくものではないという答弁をした私の思いの中には、福祉施設のことが多分頭にあつたものだというふうに思っております。当然に福祉関係の部分、効率だけを追求していきますと大変なことになってまいります。そういった形で、やはり住民が安心して使える、そして本当に福祉の向上につながるような使い方をしていかなければならない、その部分で効率性だけを重視していき考えはないというようなつもりで発言をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから観光協会についてであります。

観光協会について民間主体の体制づくりということでございますが、基本的に、この間も総会のとときに、町長が観光協会の頭をやり、補助金を出す方、使う方がすべて同じ者ではやはりまずいんではないかというようなお話をさせていただきましたけれども、ここで考えなければいけないのは、その観光協会というのはあくまで外部団体であります。私は観光協会の中の一理事が皆さんの推挙によつて協会長を務めておるといふような立場にありまされども、観光協会組織としてのあり方と、垂井町が行つていく観光行政をどうするか、やはりこれを切り分けて考えていく必要があると思ひます。観光行政におきましては、当然、産業課の商工振興係が中心になつてこれを進めていかなければなりませんし、観光協会としてはやはりその協会の持つ力というものを、これはやはり民間の力だと思ひます。これを前面に出していく体制づくりというものを進めていかなければならない。その進めていく部分において、私が頭を張るよりは民間の方に張つていただいで、そういった民間の思いというものを強く出していただいた方が組織としてうまくいくのではないかと。当然に、そうなれば事務局体制もどうなるのかということになつてまいりますけれども、今議員もおっしゃつたように、いきなりこれをすべて外部の団体に持つていくのは、今までの流れからいって非常に難しい部分があるうかと思ひます。やはり当面、この組織の中のある方、職員の配置の仕方とか動かし方、そういったものを検討する中で、観光協会がより機能的に動ける体制づくりというものは考えていかなければいけないというふうに思っておりますし、将来的に、本当にその観光協会がNPO等法人格を取得して、まさに垂井町の

観光を一手に引き受ける位置づけに来た場合に、初めてそういったものが進んでいく方向にあると思います。

質問の中には、業務委託できるまでの体制づくりに向けて取り組む姿勢が私にあるのかというお話でございましたけれども、これはやはり、あくまで観光協会のメンバー全員がこの観光協会というものをどうしていくかということを考える大事なポイントかと思えます。このことが、今、策定を進めております自治基本条例の中に入ったっております、住民の役割、行政の役割、議会の役割も含めまして、そういったそれぞれの役割において、自分たちが何をすべきなのかということを考えていく大事なポイントかという実践の場になってくるのではないかなあということも思っております。

観光協会、決して今のままでいいとは思っておりませんが、何とか改選期には、少なくとも会長を民間の方をお願いをし、組織の新しい風というものを吹き込んだ形の中で観光協会の行事を進めていきたい。また、観光行政におきましては、垂井町も全面的にこれをバックアップして進めていきたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 町長のおっしゃるとおり、町長自身が観光協会の協会長を務めている、それと観光行政とは切り離して考えていくべきというのは当然のことだというふうには理解しておりますが、しておりますが、観光行政について、余りにも今まで消極的ではなかったのかなという思いが非常にしております。先ほど

ある同僚議員が言われたように、夢の屋の取得の際にも、何らかの形でこれからその土地を利活用していこうというふうに考えて当然取得をされたわけですので、そうした意味においても、やはりそうした夢の屋という一つの地域の福祉施設として、また一方では、中山道に面しておりますので観光の拠点の施設として、いろんな意味で幅のある利活用が図られるのではないかなあというふうにも思っております。そうした意味においては先ほどの、観光協会が庁舎内にあり、そうした観光をメインにしていくなにおいては余りにもひなびたというか、庁舎内にあることが適切ではないのではないかなあ、先ほど言ったような施設が利用できるのであれば、そういったところに観光協会を持っていったらき、もう少し現場に近いところで観光として動かしていく、そしていろんな方の来町を促していく、また宣伝をしていく、PRをしていく、そういったことが本来必要なのではないかなあというふうにも考えております。

町長、そこら辺もひつくるめて、やはり中山道かいわいも一つの大きな観光資源でありますので、そうした利活用の仕方を本当に検討していくお考えがあるのかどうかを最後に御質問させていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

観光の行政が消極的ではないかという御趣旨の発言でございました。確かにそういった、何か印象的な部分で言うと少しそうい

う印象があるのかなという感じます。ただ、観光資源に本当に恵まれた、歴史豊かなといえますか、あらゆるものが古い歴史に支えられた町でありますので、これをいかに使っていくか、逆に、産業構造と同じで、ある部分恵まれ過ぎていて、自分たちの宝をなかなかうまく使っていないという現状もあるのかもしれませんが。そういったものをいかに使っていくか、施設の利活用という部分ではまさにそういうことになってくるのかというふうに思いますけれども、事務局体制のことも少しおっしゃいましたけれども、現状でいく限りは、やはり事務局が産業課にある中で動く方が動きやすい部分というのがあります。ただ、先ほど申しましたように、将来的に受け皿的なもの、団体等が育ってきた段階においてそれをどうしていくかということに、次のステップになったときに初めて出てくる問題で、それを先に事務局だけとかいう形は難しい話があるのではないかなあとというふうに思います。

中山道に關しましていえば、先ほども少し無電柱化のお話がありましたけれども、やはりまちづくり等の交付金等を使って、財源を伴う話にもなつてまいりますので、そういった行政面での財源の確保ということも一緒に考えていかなければなりません。そういった部分を踏まえて、中山道、地域の方の思いを受けながら一緒に、またおろしながら、あるいはこちらから情報を出しながら一緒に考えていく、それがまさに住民協働を進めていくまちづくりではないかなというふうに思っておりますので、今後ともまた観光行政に御意見をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しを得ましたので、きょうは最後の質問者になりました。トリを務めるには余りにも貧弱ですけれども、よろしくお願いたします。

その前に、先ほど行われました国民平和大行進では、初めてですが、長浜屋を使って休憩をいたしました。その折に、町長及び議長にすばらしいメッセージをいただきました。私は、主催をしてある者の何万分の一員としてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、私の質問は四つありますが、まず第一には観光行政、たった今、同僚議員から御指摘のあったことにかかわるわけですが、重復を避けていきたいと思っております。

第五次総合計画の中にある観光ですね。それは具体化はどこまで進んでいるかということが大きな枠ですけれども、特にその中でハイキングコースの整備についてということで質問したいと思います。

だれもが同じことを言うわけですが、自然、歴史、文化の環境は、私たちの町はすばらしいです。そのまま町民のそれは喜びであり、そしてまた誇りでもあります。宝でもあります。この資源を宝の持ち腐れにせず、観光行政にもっと力を入れる必要があるのではないかとことですが、これは私だけでなくだれしもが思っていることだと思います。年次計画を立てて、町民の力と知恵をくみ上げながら着実に進めていく必要があると思っております。

そこで、総合計画をもう一度ひもときましたら、何と目標達成

に必要な施策と成果指標の中に「こんなまちを目指します」というのがあります。「住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでいます」というふうには指標の第一にあるわけですね。そして、二期目のローリングの中で、いわゆる実施計画といいますが、ここでも少し具体的になるのかなあと思っておるんですけれども、目標達成度をはかる指標としては、数字だけがなされていますけれども、現状値は平成十九年の場合ですが二・三%、観光案内などの、いわゆるボランティアですね。住民の力をかりるということではそのボランティアの参加の割合が二・三%と。

それが二十四年度になるとどうなるかということ、上向きの矢印がついておるだけですけれども、そこで「こんなことに取り組みます」という項目では、観光協会への支援事業というのがありまして、観光協会育成支援というのが二十一年度も二十二年度も二十三年度もそういうふうに書かれております。もちろん担当課は産業課の商工振興係ということですね。「こんなまちを目指します」というところでは、「町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています」、「進めます」、「じゃありませんよ」、「進められています」ですよ、二十一年度はね。二十一年度から二十四年度までですけれども、この言葉の持つ意味というのは本当に重たいと思うんですけれども、果たして現実はどうなのか。私は本当に寒々とすると言ってもいいような状況があると思います。

そこで、さらに「こんなことに取り組みます」というところでは、その項目では、特に観光ガイドの充実ということがずつつと上げられておりまして、それ以上のことはありません。そして、観光資源の整備というところに、産業課が担当して、看板・散策

路の整備・修繕というのが二十一年度。二十二年度も同じことです。二十三年度も同じことです。これはそれでいいと思いますけれども、そういうふうにはたわれていません。ローリングでもこういうふうには、それ以上の細かいことは出ていません。あと交流事業だとか福祉センターの活用でその他の活用検討ということなことがありますが、特に観光の拠点整備の事業についてこういうふうには書かれていますが、現実はどうなのかということですね。

私はこの年をして、東海自然歩道、平尾からずつつと、車も含めてですが歩いてみました。特にハイキングコースを歩きまして、きのうも、一週間に二回ぐらい南宮山の展望台まで上がるんですが、一人では本当は危険なんですけれども、山登りの好きな私が夏の山登りに向けて鍛錬をしようと思つてやっておるわけなんですけれども、そのハイキングコースを歩いてみて、何とないまじょうか、啞然としたといまじょうか、そういう状況です。そこで、年次計画を立てて町民の力と知恵をくみ上げてと僕は言いました。その言葉に集約される行動を今後とつてほしいというのをまず最初に述べておきたいと思えます。

さて、そのハイキングコースの整備の問題ですが、全部で四つあります。一つは菩提山城跡のコースですね。これは確かに観光のあれでつくつておるカラフルな冊子を見ますと、例えば菩提山ハイキングコースというのがあります。これは菩提から登って、そして谷へおるコース、これは確かにかなり整備されていますし、草刈りをするぐらいでいいだろうと思えますね。が、少し深く歴史を探訪していく場合に、例えば菩提山の山城へ登るのに幾つかコースがあるわけですよ。今のところ四つあるんじゃない

かと思えますがね。

その中で特に、今言いましたPRしているところはいいけれども、竹中半兵衛の居城跡からずつと登る大手山道といいたまうか、これが表山道だと僕は思いますが、そこを歩いてみました。何と途中で遭難しかかりました。それほど荒れておりますし、ほとんどわかりません。初めのうちだけ、田町のところから登っていくところだけわかりますが、そして、これなら草刈りを少しすれば町外から来られた人もいいだろうなあと思っていますが、ちょっと登りましてもうだめです。ちょうど東海道線の下りのトンネルの上のあたりから上はもう本当に見るも無残です。私のような者が遭難するのはしようがないと思いますが、本当に遭難しかかりまして、ちょっと危険を感じましたが、そこをなぜ整備できないのか。欲を言えば、さらに禅幢寺のところから登る、八幡神社のところから登るコースもありますね。それももうほとんどわかりません。結局、先ほど言いましたようにわずかに菩提から登って谷へおるそのコースだけが、じゃあ竹中半兵衛の居城からあの城へどうやって行ったのかということになりますね。そういう点で、この大手山道のコースの整備は必要なのか。もちろん上がるどころも標識もありません。全然ありません。これはやっぱり必要ではないかと。確かに訪れる人は特殊な人もわかりません。歴史探訪で、そういうことの得意な人で、この裏を登ってみようという人は年間に数えるほどしかなくもわかりませんが、やっぱり歴史を持つ、しかも垂井町が一番宣伝できるのは竹中半兵衛なわけですから、そここの直接なかかわりがある大手山道を整備しないというのは、僕はやっぱりおかしいと思いますね。

それから南宮山のハイキングコースですが、これは老人会とか地域の方とかの御努力で毎年いろいろ整備されておるんでしょうけれども、きのう、改めてチェックをしてみました。そうしたら、例えばあと展望台まで四十分というところにいすがありませんね。あのいすはぼるぼるです。いすといましようか、ベンチといましようか。あれはことしぼるぼるになったわけではないですよ。去年ぼるぼるになったわけではないです。だとすれば、なぜあんなふうになつておくのか。そのほかにもう少し下がったところに、ちょうどライスセンターとかクリンセンターが見える展望があります。そのベンチも斜めにかしいでいますね。それから、その道も登れんことはないんですけども、やっぱり、先週登ったときは、私は五人の人に会いました。表佐の人と名古屋の人と一宮の人と、それから、あとはちょっと聞くのを忘れまして、そういう方が登られるんですが、やっぱり危ないですね。いわゆる階段ができておるんですが、それがぼるぼるになっているためにかえて危ないということがあります。やっぱり整備する必要あるんじゃないかなというふうに思いますが、ましてや西回りはもつとひどいです。本当に無残な状況です。

だから、そういうことを考えますと、このハイキングコース、二つを実際に歩いてみて、ああ、これではあかんあと。看板に偽りありとは思いませんけれども、しかしそれに近いような状況です。これは、その気になればやれると思います。小さいところからしっかりと積み上げていく、そういうことも大事だと思しますので、ぜひその辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほど言いました東海自然歩道、ほとんど里山の村中になるんですけれども、平尾から梅谷へ通る道は、ほんのしばらくですけれども、ほとんど大きな松が倒れておりますし、あれは危ないですね。あの辺も、東海自然歩道は垂井町の管轄ではないかもわからんけれども、しかし直接の管理は垂井町がやるんではないかと思いますが、その辺もわかりませんので聞きながら、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つは、これはある同僚議員と一昨年登って感じたんですけれども、南宮山の展望台からずつと、さらに登って頂上へ行つて、朝倉の真禅院におりてくる道、山道ですね。これもそのままになっていきますから、やっぱり、そんなに金をかけなくてもいいんですから整備をして、ぐるっとハイキングコースとして回れるようにすると思います。上級のハイキングかもわかりませんけれども、上級といつても高い山を登るわけではないわけですから、ぜひそういうことをしてほしいと思いますが、それはどうでしょうか。

さらに、そういうところに一番必要なのは、やっぱり散策道ばかりではなくて、快適に歩いて観賞できる憩いの場としての、例えばトイレを含めた休憩所をつくる。これはお金がかかります。ですから、ことしや来年ということではないけれども、やっぱりそれでも年次計画を立ててそういうのを整備する、それが町外から来られる人へのサービスだと思いますが、それはどう考えておられるかということですが。

いずれにしても、先ほどの同僚議員がおっしゃったそのほかの、今私はハイキングコースを中心にして言いましたが、中山道の宿

場町の問題もそうですし、そのほかの史跡もたくさんあります。そういうところをどういうふうに整備していくのか。今でも間に合いますよ。その気になれば歩いて行けますけれども、やっぱり標識をつくるとか、サイクリング協会がつくってくれたすきな案内板がありますけれども、それだけでなくて、やっぱり言葉を入れるとか、ほっとするようなそういう温かみのある観光案内といましようか、そういうのも道の整備と同時にやってほしいと思います。今すぐじゃなくて、先ほど何遍も言いますように年次計画を立ててやると。その気がないとやれませんから、ぜひお願いしたいと思います。

つたないあれですが、足で稼いだ思いを述べました。町長、よろしく願いました。もちろん担当の産業課にもよろしく願いました。二つ目ですが、ちょっと一転しまして、政府補正予算の自治体にかかわる内容について、緊急雇用、あるいは新経済財政対策の具体化を問いたいと思います。同僚議員からも子育ての問題について特に、あるいは耐震構造の問題について出されました。それにもかかわりますけれども、ちょっと言います。

先ほど成立しました政府の二〇〇九年度の補正予算は、いわば大企業に対しては減税、大型公共事業などの大盤振る舞い、国民に対しては一回きりの選挙目当てのばらまきであり、そしてその借金は消費税の大増税で賄うというものです。しかし、一方で、その中には、地方公共団体への配慮など、不十分なながらも雇用や暮らしの対策に自治体で活用できる内容が含まれています。

総務省は、予算議決前に既に四月二十七日に財政課長内かんを

通知しました。今まさにこの問題で、我が垂井町でも急いで取り組まなければならぬところに来ています。しかも、そのほとんどが一年こっきりのものです。先ほどの子育てやあるいは女性の援助策もそうですが、何と一年だけというのは解せん話ですけれども、いずれにしてもそういうものがあります。本年度内で完結が要請されます。広報たるいのでついでに六月号で緊急雇用創出事業に係る会員の募集が行われていました。これは一部取り組まれています。しかし、その全容は私たち議員にも明らかにされていません。もつともまだ国会で議決されたばかりですからやむを得ませんけれども、ただど事は緊急です。一年こっきりですから、あつという間に済んでしまっています。あれよあれよという間に手を挙げずに終わってしまうこともあるかも知りません。もちろん内容が複雑多岐ですから、しかも緊急な状況ですから、なかなか選択する、あるいは考えるのも難しいかも知りません。でも、いわゆる町としてはこの問題を、この補正予算にかかわる自治体にかかってくる問題をどう取り組んでいるのか、あるいはどう取り組もうとしておられるのか、それを明らかにしてほしいと思います。

また、議員はもちろん住民にも明らかにし、ともに知恵を出して、この補正事業に少しでも雇用が図られるように、また町民の暮しに役立てるよう急がねばなりません。

項目だけ出します。ぜひお願いいたします。一、地域活性化臨時交付金の追加、二つ目、緊急雇用創出事業の基金の拡充、三番目、政府の追加公共事業の地方分担分の軽減及び地域の公共事業のための交付金、それから、先ほど同僚議員が出されました

子育て対策、安心子ども基金の拡充も含めてですが。それから介護施設等の整備、介護職員の処遇の改善。六つ目に地域医療対策、そういうものが項目として出されています。これらをどう受けとめて今進めているかをぜひ私たちに知らせてほしいと思います。私たちにも知恵が出せればというふうに思います。

さらに追加して、これに関連してですが、三月議会でも申し上げましたが、この未曾有の不況の中で地元の企業が、主に下請が多いわけですが、特にならなくても、いわゆる地元の生え抜きといえましょうか、下からたたき上げて企業をつくり上げたそういう企業があります。幾つかあります。名前を言うといいたですが、それは語弊がありますので避けますが、そういう百人以上の雇用をしておられる企業があります。その企業が今、倒産の憂き目に遭っているとか、あるいは非常に窮乏であるということですね。しかもそこに働く人の中に外国人がいます。この外国人の雇用をめぐる、今いろんな問題が起こっています。私もそこに一つかかわっているわけですが、後で具体的に申し上げます。そういう状況の中で企業の実態はどうなのか。わかる範囲で、もちろん三月のときにも言いましたが、積極的に働きかけていって、どうなんでしょうか、状況はどうですかということはヒアリングもされたと思いますが、なかなか自分の企業の内輪をそう簡単に公表できないかも知りません。そういう難しさもありますが、特に行政として、しかも地元の企業ですから、大手でよそから企業誘致で来て、私たちの町を潤してくれた、そういう企業もあります。それももちろん例外ではありませんけれども、特にそういう中小零細企業の現状をどう把握して見えるのかということを知りたい

聞かせていただきたい。

三つ目ですが、洪水ハザードマップについて聞きたいと思えます。町の洪水ハザードマップの不備、私は町民の二、三人の専門の人からお聞きして、そうだなあと思っていて実際にも見てきましたが、このハザードマップですね。ここには、今、特に梅谷川が中心なんです、昨年の九月二日・三日のあの被害が起りましたが、その辺のところからの問題が特にあると思いますが、例えば、JRの下り線から市之尾橋を越えて、バイパスですね。産業道路へ通じるまでの間、大変な被害がありました。そのころは色が黄色になっていないんですね。何でなのかなということが一つ。

一方、点になりますけれども、喪山の周辺とか、あるいは例の熊坂長範の物見の松と言われる武内宿禰のあれがあるところですね。東小学校のすぐ西のところ。このところあたりは黄色になっておるんですね。こんなもの洪水に関係ないと思うんですが、どうしてか。

あるいは、二十一号線からちょうど北へ、陸橋のところへ入るところは洪水、洪水というよりも、ちょっととした大雨にも大変な被害を受けるうちが二、三軒ありますね。あるいは、宮代の農協よりも少し北へなりますが、見性寺入り口という石碑があるところ、あそこから東へ、あの辺は傾斜ですからほとんど全部あそこの南宮さんの通りに出てくるところですね。あそこの道沿いの、うちの課長さんのうちもあります、そういうところはどうなっているのか、これは一時的な本場に瞬間的な浸水ですからかけなかったのかもわかりませんが、ちょっとわかりません。ですから、

そういう点で、素人である私たちはおかしいのではないかと思うんですが、ぜひその辺を説明してほしいと思います。

それから、もう一つですが、いわゆる梅谷川のあれを激甚災害のあれで指定されて、大工事が今進んでいますね。でも、あれを見ますと三月二十六日から来年の二月三日まででしたか、という工期ですね。だとしますと、九月、十月の大変な台風の時期に、今の状況で見ますと、ヒューム管が入り、あるいは川床がうんと浅くなっていますね。もう水が出たら途端に田んぼへ入ってしまうんですね、水が。これはどうされるのか、もちろん私たちは素人ですからですが、恐らくそれまでにはちゃんと直すということなんでしょうけれども、ちょっと心配でなりません。その辺はどうされるのかということですが。

次、四番目ですが、国民健康保険税の軽減と今後の健康づくりの対策について聞きたいと思えます。

国民健康保険税が岐阜県一高いということで、この一般質問でも何とかしてくれということをお願いしたんですが、今、検討して、実際に計算をしながら考えるということでしたが、いち早く、六月議会という定例議会でなくて臨時会で軽減を打ち出されました。大変町民にとっては、今日の種々の負担増に悩む町民にとっては本当に朗報です。ありがとうございました。かいがあったというふうに思います。なお、この措置が一過性にとどまらず、今後もさらなる軽減に向けて、まちぐるみで健康づくりに取り組んでほしいと思いますが、その具体的な計画があれば聞きたいと思えます。

これは以前にも同じような質問をしました。保健センターに集

中している健康づくりの体制、これは保健センターがそのためにセンターですから当然でしょうけれども、この体制を七地区に分けて、健康づくり体制を地域別につくったらどうか、取り組めなにかという提案です。今の地域の組織体制、今、あれもこれも。防災の問題もある、安全・安心の防犯の問題もある、いっぱい自治会にかぶさってくるわけですから、自治会にかぶせるのではなくて、そういう別の組織、例えば近隣ボランティアもあります、あるいはそのほか、福祉にかかわるいろんな措置が細かくとられていきますけれども、これを一括してといいますでしょうか、地域ごとに責任を持っていくというか、一遍にできませんから順次でしようけれども、そういうふうにする。医師ももちろん担当できるようにするといいんですが、張りつくというわけではないんですけれども、問題は、前にも言いましたが、北御牧村ですか、長野県のね。あそのように、いわゆる保健師の補助員をたくさんつくっておられますが、地域の担当の保健師をまず決めて、それに補助員をつけて、その補助員も無償ではなくて何らかの行動をしたらどれだけか報償を与えるとかというようなことをしながら、無償でないやり方で、そういう地域ごとの健康管理のシステム、あるいは健康指導のシステムをつくってはどうか。そういうことを通して、より国民健康保険税の軽減につながる。いわゆる医療費の給付費を下げていく、そして健康なまちづくりを名実ともにつくっていくために、そういう施策をしてはどうかと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 十二番議員のお尋ねの一点目、観光行政に係る五次総の進捗状況、ハイキングコースの整備について御説明をさせていただきたいと思っております。

議員が申されるように、垂井町の恵まれた自然環境、歴史資源を有効に活用せずにして、また住民や関係機関との連携なくして、本町が目指す観光振興は図ることができません。

五次総の具体化はどこまで進んでいるか、ハイキングコースなどの整備はというお尋ねでございますが、現時点では特に年次計画は持ち合わせておりません。しかしながら、現有施設の維持管理ということでございますが、昨年は東海自然歩道の中にございます敷原の藤の森公園の整備、何年前には岩手の菩提の踏切のところのトイレの整備等々も行っておりますし、隔年ではハイキングコースの階段とか標識等についても整備を行っているところでございます。議員、具体的にベンチがぼろぼろであるとかというような御指摘もいただきました。今後、実際に足を運んでそこらも点検する中で、御指摘のように小さいところからでも、できるところからでも整備をしまいたいと考えているところでございます。そのほか、昨年から始めました北山山麓千本桜植栽事業など、新たな観光名所づくりも中・長期的な観点から取り組んでおりますし、昨年は名古屋まつりにも出展し、積極的に垂井町を情報発信しているところでございます。

一方、町内には幾つかの住民グループ、街角案内の会とか、あるいはサイクリング協会等々が組織化され、積極的に観光振興に取り組む姿勢、素地が醸成されつつございます。御提言の、年次計画を立て、町民の力と知恵をくみ上げ、着実に進めよう、まさ

に今、町が進めております自治基本条例こそがまちづくりへのルールづくりであり、住民参加を担保するものでございます。

今後は、御提言いただきました、具体的に名前も場所もおっしゃっていただきましたが、新たな散策路の整備、あるいは中山道垂井宿の修景とあわせたトイレや休憩所の整備など、住民と行政が緊密に連携を図り、五次総に掲げる住民と行政が一体となった観光振興、あるいは町外の方が多く訪れる魅力あるまちづくりの具現化に向け、これも議員御指摘いただきましたが、これらについては五年後、十年後の町の姿ということで、さまざまな施策を展開することによってこのような町を目指そうということでございます。おっしゃるとおりかと思えます。これらの具現化に向け、住民との協働により年次計画を含め、ともどもに考えてまいりたいと考えております。

次に、地元企業の現状と外国人を雇用する企業の実態についてでございます。

実施したアンケート調査から、どうしても通り一遍というような形になりますが、状況としては、業績の低下傾向が続ぎ、好転の気配なし。この状態が続けば、人員削減やむなしなど、引き続き大変厳しい状況であることがうかがい知れますが、なかなか実情はつかみ切れていないのが現状かと存じます。議員申されるように、緊急事態に対処すべく、町では、急激な原材料価格の高騰による経営の悪化、あるいは売上高の減少等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、県の信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠の保証を行うセーフティネット保証の受け付けを昨年十月三十一日から行っております。実績といたしまして

は、二十年度で七十七件、今年度に入りまして二十三件の受け付けを行い、保証協会の方へ進達を行っているところでありますし、そのほかといたしましては、小規模企業者の安定的な資金調達と安定経営を図るため、小口融資制度を昨年創設するなどの支援策も講じているところでございます。また、万一離職を余儀なくされた方への町独自施策であります勤労者離職支援交付金制度なども行っているところでございます。

また、先般、労務担当の工場の集まりの会議がございました。そこらにも新たな試みとして私ども出向きながら、情報を交換する中、また町としてお手伝いできることがあればということで、新たな取り組みとしてこのような場にも顔を出しているところでございます。御理解を願いたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 十二番議員の第二点目の政府補正予算の自治体に係る内容についての御質問についてお答えしたいと思います。

議員からのお尋ねは、緊急雇用・経済財政対策の具体化はということでございますけれども、この国の第一次補正予算は、四月十日に決定されました経済危機対策を実施するための必要な経費の追加等について予算措置をするものであります。この中で、経済危機対策関係経費といたしまして、総額で十四兆六千九百億円。その関係経費の内訳としましては、雇用対策、金融対策、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮、二十一世紀型インフラ整備に要する経費、地域活性化等、安全・安心確保等に要する経費、

けでございます。延長は千三百六十一メートルと、こういった長い区間の工事でございます。実施時期は二十二年の三月まで、この期間で、翌債事業ということで岐阜県施行で進められております。従来、河川工事につきましては、議員おっしゃるとおり六月から十月までの出水時期につきましては施工いたさないのが原則でございますが、災害復旧事業とか今回のような年度をまたぐ事業では緊急災害復旧でございますので、緊急度の高いところからまず優先的に着手いたしまして、工事期間中の洪水時の被災を最小限に防ぎながら進めていくと、こういったことでございます。現在、当該工事は、とりえず出水時期までに河床を下げよと、こういったことで、流下能力を高めながら進めていくわけでございます。その工事期間中には、農業用水の取水せき、頭首工と云っておりますけれども、こういったものが幾つか入っております。こういったものを改良して、切り下げるために、現在、関係機関との調整を大至急進めておるところでございます。一部は切り下げておりますけれども、残りの頭首工につきましては、七月中には何とか切り下げて、引き続き河床の切り下げを進めていきたいと、こういったことでございます。

また、工事中に洪水のおそれを予知した場合、現場サイドでは仮締め切りの撤去とか、そういった緊急応急工事を県の方から指示をしていただきまして、被害拡大がないように進めていきたいと、このように考えております。よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 十二番議員の御質問の四点目の健康づくり対策につきまして、保健センターが中心になるかと思っておりますのでお答えをさせていただきます。

まず、健康づくりの計画につきましては、国におきまして平成十二年に健康増進計画として健康日本21が策定をされまして、県も平成十四年三月に岐阜県健康増進計画ということでヘルスプラン21というのを策定しております。各市町村においての計画策定を推進しているところでありませぬけれども、我が町も含め、なかなか進んでいる状況ではありません。今後、この計画づくりにつきましては、策定に向けた検討を進めてまいります。

健康づくりは、議員御指摘のように医療費削減にもつながるものであります。性別、年齢を問わず、いつまでも健やかな体で過ごしていただきたいものでありますけれども、保健センターでの集中体制を七地区、地区ごとにということでございますけれども、現状すぐということは難しい面もございますけれども、日ごろから各自が自分の健康について自覚することも大切であります。例えば食生活や運動、睡眠、喫煙などに気を配ることが重要かと思えます。その中で、町の保健センターが核になり、保健師が家庭訪問や指導などで地域にかかわりながら、健康管理、健康指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 十二番議員の御質問の中に国民健康保険税の絡みがございまして、その分につきまして私の方から少

し御答弁させていただきたいと存じます。

議員も先ほど御質問の中で述べられましたように、垂井町国民健康保険特別会計におきましては、ここ当面安定的な経営が保てるという見通し、それと、経済不況という観点から被保険者の方々の負担を少しでも和らげるといったことで、平成二十一年度の国民健康保険税の賦課につきましては、国民健康保険税の税率を引き下げるといったことで対応するといったことで進めておるところでございます。しかしながら、今後、医療費の高騰、あるいは国、県、それから社会保険診療報酬支払基金からの財政支援が減ぜられるような状況、あるいは不測の事態により経営が難しくなるようなことが予測される場合におきましては、特別会計の性格上、引き上げもあり得るということについては十分御理解をいただきたいと存じます。

単純に医療費が上がってくれば保険税を上げなければならないというような仕組みになっておるわけでございますが、ただ、国民健康保険者 垂井町でございますが、医療費の抑制に向けて、特に今回の医療制度改革によりましては、成人病、いわゆるメタボリックシンドローム対策でございますが、これの予防のために、再三申し上げておりますが、平成二十年度に作成いたしました特定健康診断等の実施計画に基づきまして、健康づくりの中核でございます保健センターとの連携をさらに強める中で、医療機関、その他の関係機関の協力を求めながら、特定健康診査及び特定保健指導の実施について、該当被保険者個々に計画的に周知をしまいいり、その実施率の向上に努めてまいりまして、健康増進に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、

よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁、ありがとうございました。

最初から一つずつあれしたいと思いますが、第一の問題については、五年後、十年後を考えることももちろん大事ですが、具体的に検討会議を、同僚議員がおっしゃった観光行政も含めて私が申し上げたハイキングコースの修理とかあるいは整備についても含めて、検討会議をすぐにも持つていくというような、そういう具体的な答弁がないんですね。ですから、ぜひ、この問題でいえば具体的な検討会議を持つ意思はあるのかどうかということ。三年ローリングの観光行政についての実施計画を見ても、先ほど読み上げましたように、ああいう漠としたものなんですよね。それではいかんので、具体的に足で稼いだりしながらも、それも含めて、そういう計画も含めて、具体的に解決のための検討会議を持つ意思はあるのかどうか。持つとすれば、もちろん年度内でも早くというふうに思いますが、ぜひお願いしたい。

二つ目ですが、実は地元企業のことで、特に外国人の雇用を切っていく。そうすると、外国人というのは研修生と実習生、技能実習生というんですが、こういうふうに分かれます。最初の一年が研修生、二年目から実習生ということになりますが、既に町内で働いている外国人で解雇された外国人がいます。その人たちは三年間の研修及び実習期間を保証されてきているわけですね。かなり深いところまで、ここところ、連日のように通訳を入れてやっておるんですが、こういう実態ですよ。中国の会社（コン

ス)が、大きくは中国と日本との国家間の契約なんです、その下にある、会社が窓口になって、日本との交渉をするわけですね。日本はどうかというと、特に、例えば小さい企業の企業主が外国人を雇いたいというときに、もう一つ下にジムスというものが、ジムスだけじゃない、いろんな名前の協同組合のようなものがあるんですが、そこをお願いをして外国人を派遣する、その本国の人を派遣する。派遣する場合には、当然、その国で研修を受けて来るわけです。研修生は一般的に五万円という、僕が驚いたのは、最近になって驚いたんですが、雇った企業は一番気の毒だなあと思っただけで、五万円だけでなくて、その中間の交渉をして派遣する、そこへ一人二万円とか三万円。さらに日本の仲介業者といましようか、派遣業者、そこにさらにまた一人一万円とか二万円を保障して出すと。ということは、本人は五万円しかもらえないけれども、企業は五万円のほかにその倍近くを払っているわけですね。しかも業績がうまくないからといって解雇すれば帰らなきゃならん。帰るお金もないというような状況。そうすると、本来、二年なり三年なり契約をしてきた、その契約のために向こうで莫大な費用を払って、手数料とか保証金とか払ってきているんですよね。それを返せへん。どうしてくれるんやということ。裁判になるというようなこともあります。裁判になると最も短い期間でも四十日間かかる。四十日間、だれがその子たちをどこで養うのか。アパートとか、あるいは住宅も引き揚げなきゃならん。そういうような状況がこの垂井町内に幾つか起こっているわけです。そういうことを行政はキャッチしているのかどうか、それを聞きたいと思います。なかなかキャッチできないと産業課長な

んかもおっしやるけれども、そこは、外国人だからといって、日本におって生活をしている、その人たちの人道問題でもありません。何とかその辺をこじあけてでも調査をして、救う道はないのかということですね。そういう問題も含めて、再度、ここで答弁できなければ、ぜひ調査をしてください。お願いします。

それからハザードマップですが、五十年に一度の河川の決壊を見越したハザードマップ。じゃあ、ゲリラ豪雨とかそういう集中的な豪雨で、決壊はしないけれども浸水するということがしばしば最近あるでしょう。そういうのはこのハザードマップでは間に合わんわけですね。どうしたらいいのか、その辺を聞きたいと思えます。

最後に、ヘルスプラン21が県で出されて以後、例えばメタボリックシンドロームの特別の診療とか、あるいは調査とか、あるいはそういうものにかけての教育なんかも行われています。いわゆる地域医療として、垂井町がみんな健康で明るく生きられるようにするためにどうしたらいいかという、そのプランを、そういう今のいろんな施策がとられている中で、それを含めて検討しながら、やっぱり住民にとってわかりやすい健康管理、あるいは健康指導のあり方を検討する時期ではないかというふうに思います。どれもこれも、前回のごみの問題もそうですが、どれもこれもみんな住民と行政が一緒になって検討し、具体的な対策を講じていかなきゃならん段階に今全部来ておるわけですね、何もかもが大変だろうと思えますけれども、ぜひそういうふうにお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長(衣斐弘修君) 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光面での検討会議ということでございますけれども、やはり財源がついて回る話でありますので、いきなりすぐというのは非常に難しい話でございます。先ほど担当課長が申しましたように、その実態に応じた形の中で、軽微な修繕、やれるところからやっていくというのが今のスタンスになるのかというふうに思います。当然に、議員の御指摘のあったコースというのは、やはり広範囲にわたっておりますので、それをすべてというのは、やはり現状でははつきり言って無理があると思います。その中で、まさに町民の方の思いを受けながら、どこかがそういう場をつくりながら、どこから進めていくんだというような、そういう場とこのをまたつくっていく必要があるかと思えますが、現状では今の修繕等につきましては、やれるところからという対応でお願いをしたいというふうに思っております。

また、企業につきましては、端的に言いましたこれは労働争議といいますが、雇用関係の話になりますので、このことに行政が首を突っ込んでいくことは非常に難しい、限界があると思っております。ただ、そういった雇用切りといいますか、そういった方のための住宅の手当てでありますとか相談窓口、これは県の方も通じてやっておりますわけでありまして、そういった対応はしておるわけで、今の契約内容が違ふとか、そういったまさに雇用関係、契約関係についてのことは、やはり我々というよりもっと専門的な部分での争議になってくる、労働争議の部分ではない

かなあというふうに思いました、ちょっと私どもでは扱いかねるところがあるんじゃないかなというふうに思っております。特に今のお話は恐らく中国系の方かなというふうに、三年という話になると中国系の方かなというふうに思いますけれども、国によって条件が違っておりまして、ブラジル等の場合であると県の方は帰国費用も出しておるといような制度もあるわけでありまして、けれども、そういったいろんな条件等、やはり情報を集めるしかないのかなというふうに思います。今の御指摘の件に關していいですと、私どもはなかなか入っていきけるところは少ないのかなというふうに思います。

それからハザードマップにつきましては、基本的に内水という考え方です。先ほども言いましたけれども、土砂が出てきて埋まってしまったという考えではなくて、堤防が破壊したという前提でのハザードマップをつくっておりますので、そういった部分のマップになっております。ですが、やはりこのハザードマップを見ていただいて、もし何か事があったら危ないぞという意識を持ってもらう、あるいは、今回の梅谷のように、小学校の東のように、マップにはないんだけれども、もう何回も出ておる、やはり気をつけてもらうと、そういったこの繰り返しになってくると思いますので、そういった部分で、完璧ではないと思えます。ですが、それをうまく活用して、災害に対する意識というものを持っていただく一助になればというふうに思います。

それから、健康づくりにつきましては、先ほど担当課長も申したかと思いますが、今後、そういった地域プランというものについて検討していく時期が来ますので、二十二年度中ぐらいには動

き始めるものというふうに思っておりますので、またよろしく御指導いただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後二時三十六分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣 斐 弘 修

議員 小 林 敏 美

議員 広 瀬 康